



忠岡町 環境基本計画 2026-2030

令和8年1月
忠岡町

美しく豊かで住みつづけられるまち ただおか



目 次

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨	1
2 環境を取り巻く動向	2
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8
5 計画の対象	8
6 計画の構成	9

第2章 忠岡町の環境の現状と課題

1 町の概況	10
2 地球環境	18
3 資源循環	22
4 生活環境	24
5 自然環境	30
6 住民、事業者の環境意識	33
7 忠岡町の環境課題	41

第3章 計画の目標

1 環境の将来像	42
2 基本目標	43
3 施策体系	44

第4章 施策の展開

基本目標1 脱炭素社会の構築	46
基本目標2 気候変動に強いまちづくり	53
基本目標3 循環型社会の形成	57
基本目標4 生活環境の保全	61
基本目標5 環境学習の推進	68

第5章 計画の推進

計画の推進	71
-------	----

用語集

用語集	72
-----	----

1 策定の趣旨

本町は、これまで国や府の法令や施策等に則り各種環境施策を推進してきました。

昨今、環境問題は身近な生活環境から地球温暖化※等の地球規模の環境に至るまで、広範な対策が求められ、かつエネルギー分野や資源、まちづくり、経済、教育等様々な分野に関わる複雑性を有しています。町の環境分野に関する総合的かつ最上位の計画として本計画を策定することにより、環境施策の指針を示すとともに、環境施策の各分野間の連携および、本町における他分野の施策とも連携し、環境に関する課題解決に取り組みます。

※地球温暖化：地球の気温を保つ温室効果ガス(二酸化炭素など)が大気中に増加することにより、地表から放射される赤外線が吸収されて再び地表へ戻される「温室効果」が強まり、地球全体の平均気温が上昇する現象。



※ppm:「parts per million」の略で、100万分のいくつかを表す割合の単位。1ppmとは、1m³の大気中に1cm³の割合である気体が含まれている状態である。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 地球温暖化の仕組み

2 環境を取り巻く動向

(1) 世界と国の動向

現在人類の活動は、地球の環境収容力^{※1}を超えつつあり、気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染問題という3つの世界的危機に直面しているとされています。

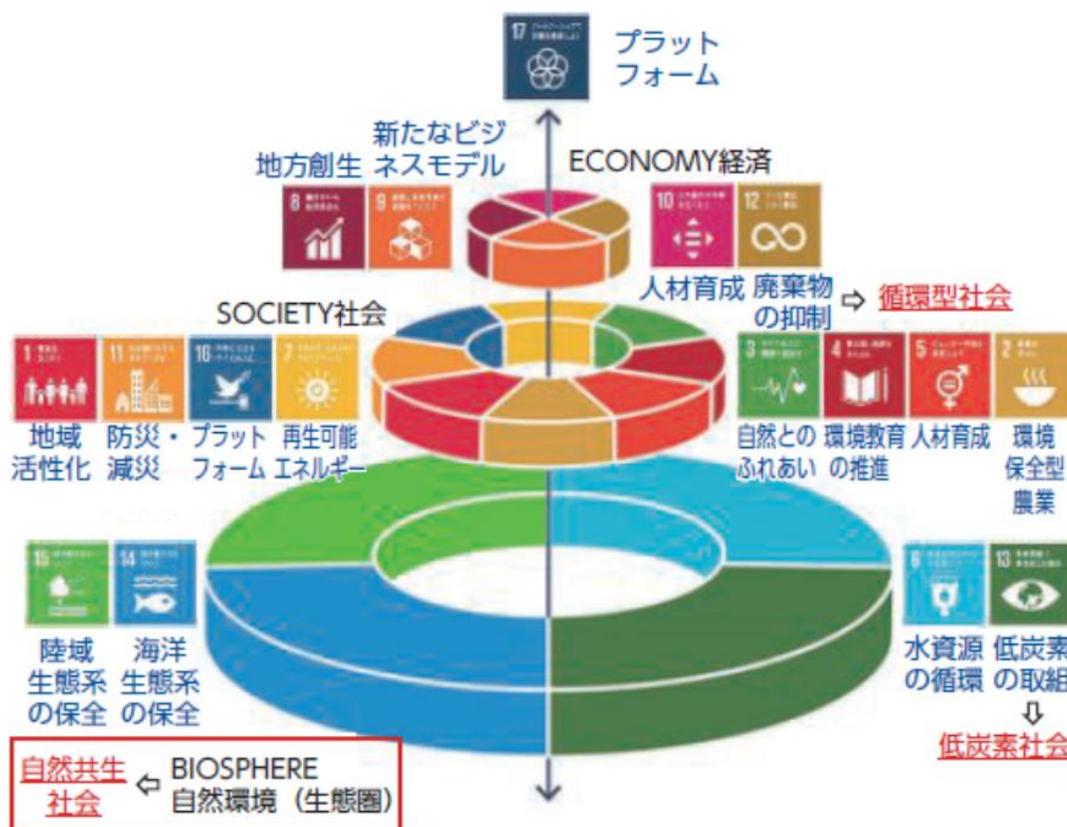
これらの危機を踏まえ、国は環境負荷の総量削減と良好な環境の創出により、「ウェルビーイング^{※2}/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指す第六次環境基本計画を閣議決定しました。(令和6(2024)年5月)

なお、その方向性は平成27(2015)年9月の国連総会において採択されたSDGs(持続可能な開発目標)^{※3}の理念とも共通しています。特に、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方や、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示した「SDGsのウェディングケーキモデル」は、環境危機の顕在化や、第六次環境基本計画が掲げる「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」の考え方とも通じるものです。

※1 環境収容力: その環境を損なうことなく、受け入れることのできる人間の活動または汚染物質の量を表す。

※2 ウェルビーイング: well(よい)と being(状態)からなる言葉。身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。

※3 SDGs: 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成される。



資料: Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典: 第六次環境基本計画

図1-2 SDGsのウェディングケーキモデル

ア 気候変動

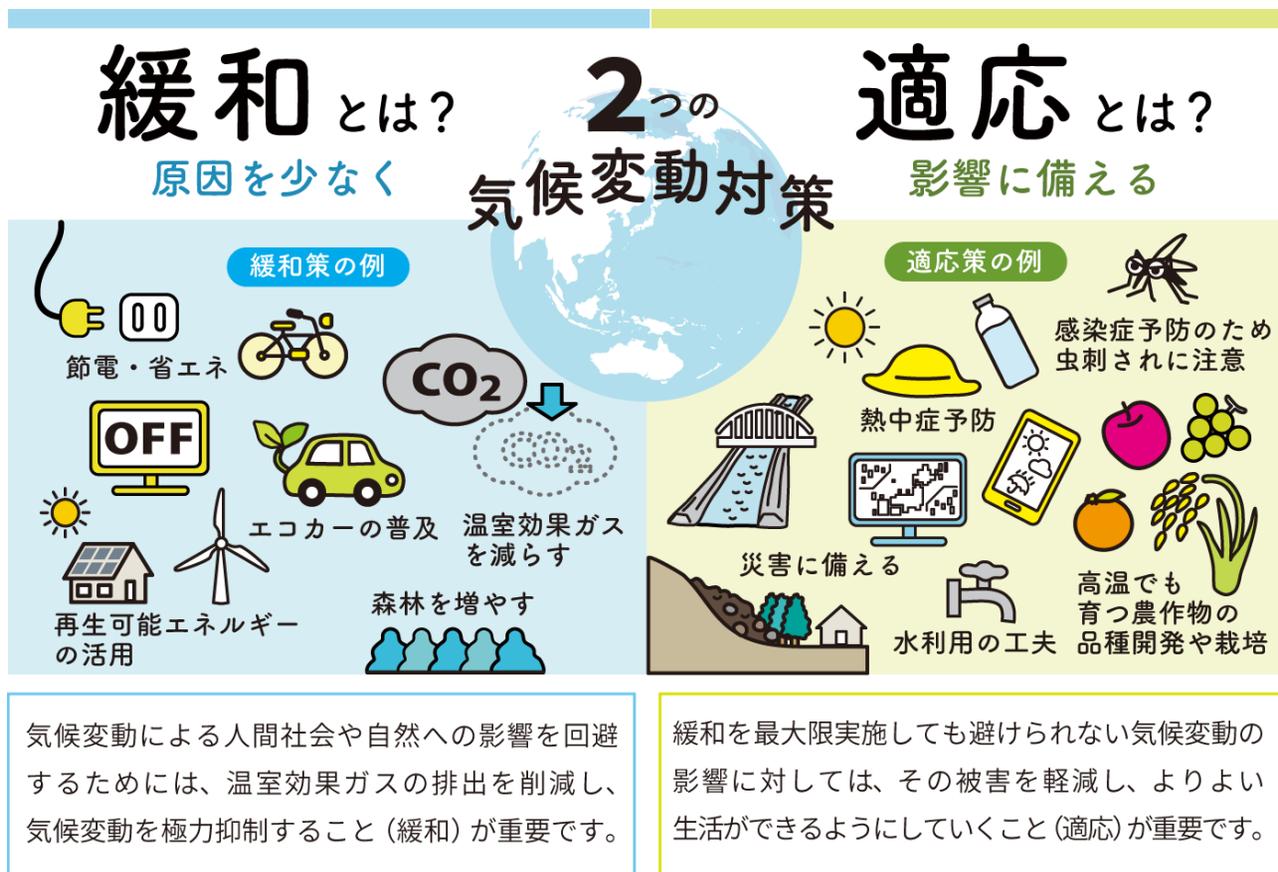
令和5(2023)年7月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。日本を含む世界で異常高温、気象災害が多発しており、気候変動の影響は深刻化しています。

国内では内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、2050年カーボンニュートラル^{※1}を宣言し、脱炭素に向けた取組が進められています。令和7(2025)年2月には、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づく、地球温暖化対策計画が改定され、脱炭素と経済成長の同時実現に向けてGX投資^{※2}のさらなる加速の方針が示されています。

温室効果ガス濃度の上昇を抑制する取組が進められる一方で、現在顕在化している地球温暖化の影響を回避・低減するため、気候変動適応法が平成30(2018)年に制定されました。令和6(2024)年4月には熱中症対策を強化するため、熱中症警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の創設等を目的とした改正が行われました。

※1 カーボンニュートラル: 温室効果ガスの「排出量」から「吸収量」を差し引いて、実質ゼロにすること。

※2 GX投資: 化石燃料に依存した社会経済システムを再生可能エネルギー中心のシステムへと変革する取組への投資。



出典: 気候変動適応情報プラットフォーム

図1-3 地球温暖化を防ぐ緩和策と気候変動の影響に備える適応策の関係

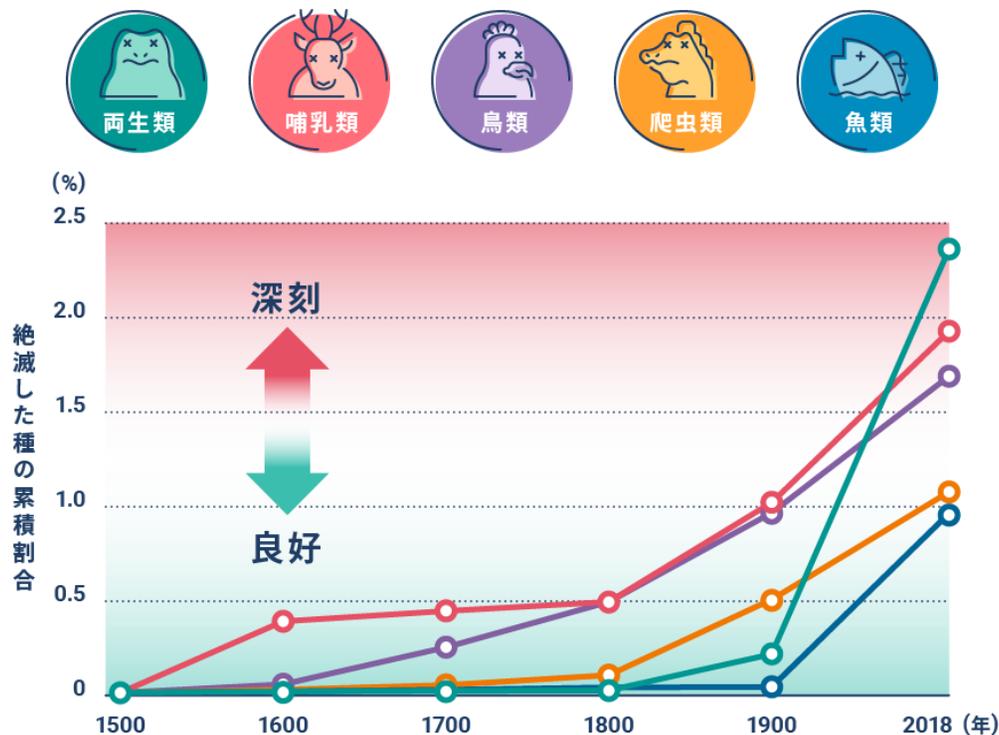
イ 生物多様性の損失

生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

令和元(2019)年5月に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によると、世界の陸地の約75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失するなど、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していると報告されています。

これらの状況を踏まえ、国は令和5(2023)年3月に、ネイチャーポジティブ(自然再興)[※]の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しています。

[※]ネイチャーポジティブ(自然再興):生物多様性の損失を止めるだけでなく、回復軌道に乗せ、自然を豊かにしていく(プラスの状態にする)という考え方。



出典: ecojin(IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成)

図1-4 1500年以降絶滅した種の累積割合

ウ 環境汚染問題

人類の活動により、水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素^{※1}、マイクロプラスチック^{※2}を含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康や生態系への影響が懸念されています。

一方、海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を促進する重要性は高まっており、令和3(2021)年6月にはプラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

※1 反応性窒素：化学反応を起こし汚染物質へと変化しやすい窒素化合物。

※2 マイクロプラスチック：微細なプラスチックの総称で、5ミリメートル以下のもの。

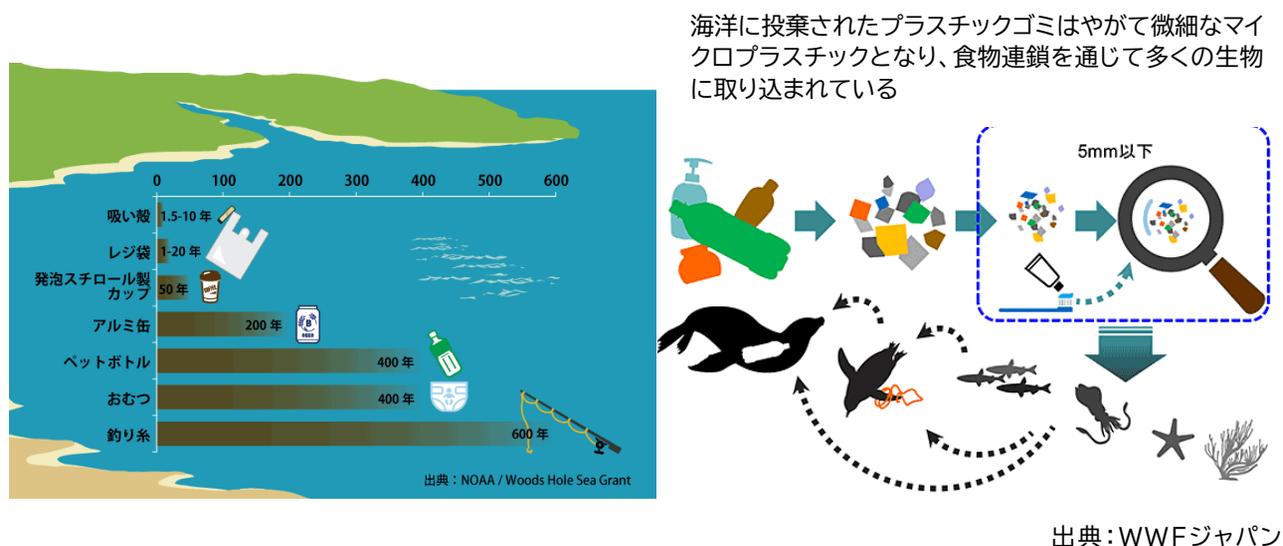


図1-5 海洋ごみの分解年数と食物連鎖による生態系への影響

(2) 町の動向

本町は、国や府の法律・条例等に則り、ごみ処理対策や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭の防止などの身近な生活環境の保全や、地球環境問題に関する意識啓発、省エネ・再エネ設備の導入に係る情報提供など、様々な環境保全に資する施策を行っています。

令和5(2023)年7月には、温対法に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)として、「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」を策定し、職員の省エネルギー行動の推進や、再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入など、町の事務事業における脱炭素の取組を推進しています。

コラム:生物多様性とは？

生物多様性とは、生き物や生態系の豊かさを表す言葉で、「様々な生態系に、さまざまな在来の種が、さまざまな遺伝子を有して生きていること」です。

生き物は、長い進化の歴史を経て、お互いに繋がり合い、支え合ってきました。生物多様性は以下の3つのレベルでの多様性があります。

1 生態系の多様性

原生的な森林、中山間地の里地里山、河川・ため池等様々な自然があります。



2 種の多様性

動植物から細菌等の微生物に至るまで、様々な生き物がいます。



3 遺伝子の多様性

乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体等、種の中にも個体差があります。

3 計画の位置づけ

本計画は、「忠岡町総合計画」を上位計画とし、本町における環境分野の最上位計画として位置づけます。

また、本計画は、温対法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、地方公共団体実行計画（事務事業編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画を内包するものとし、国や府の計画、本町の各種関連計画とも連携・整合を図り、環境に関わる様々な取組の基礎となる計画です。

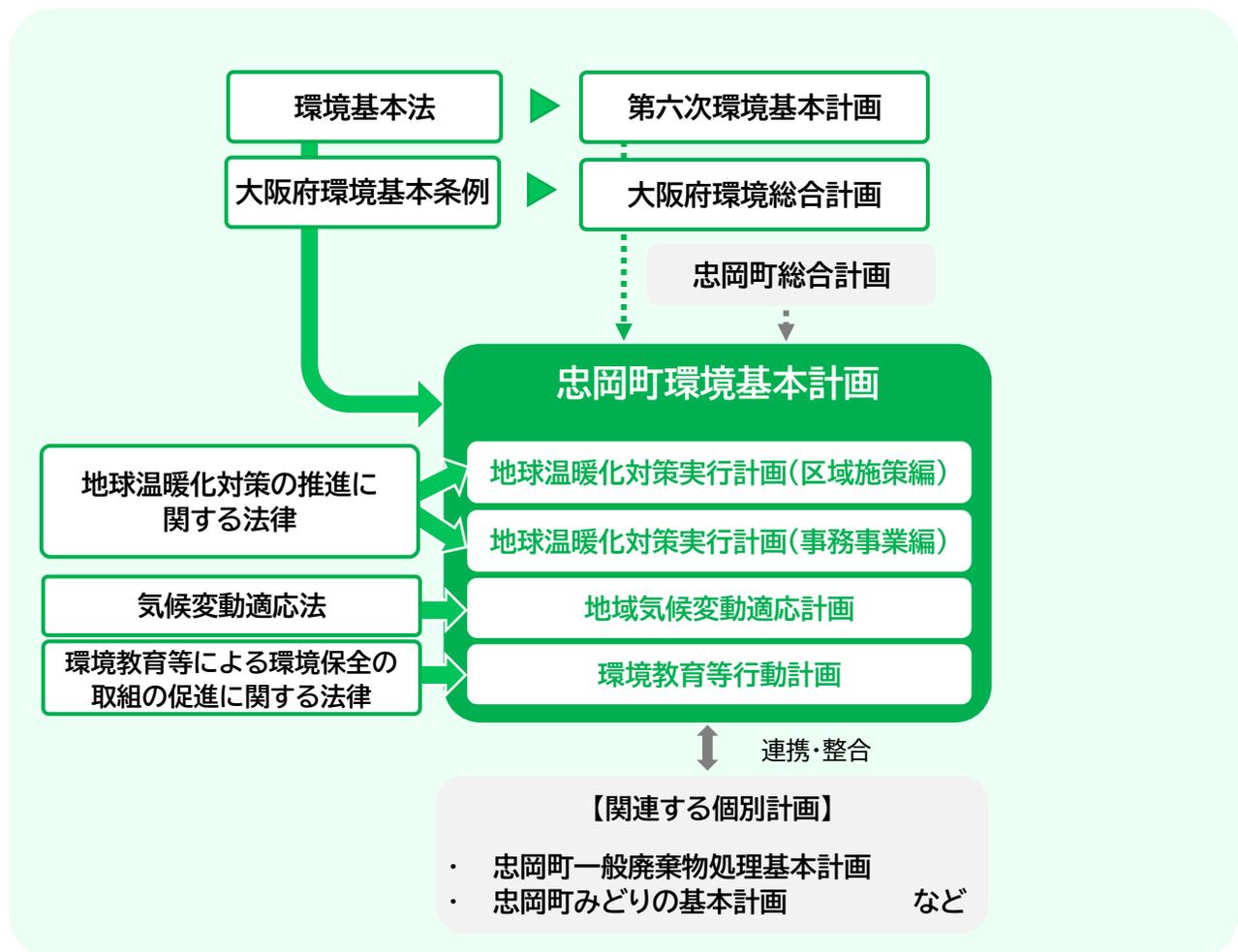


図1-6 計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

本計画に包含する地球温暖化対策実行計画(区域施策編)についても同様の計画期間とし、国の「地球温暖化対策計画」や府の「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を踏まえ、最終的には令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目標とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて見直しを図ります。

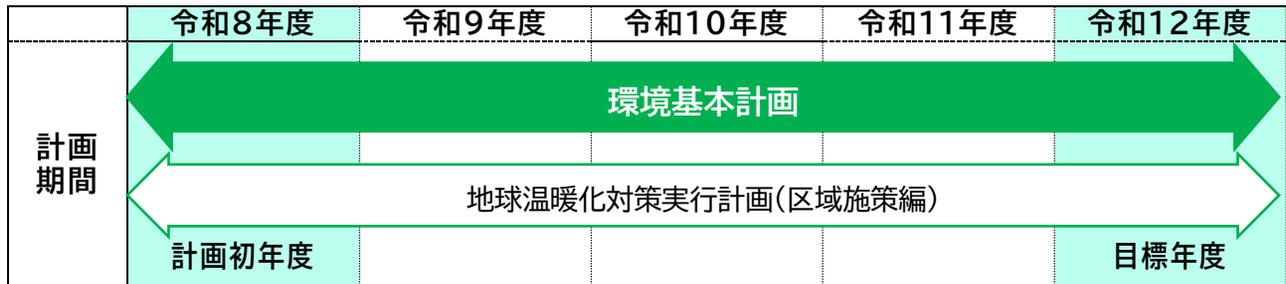


図1-7 計画期間

5 計画の対象

本計画の対象は、本町全域としますが、地球温暖化防止対策など本町のみでの取組だけでは解決が容易ではない広域的な環境問題については、国、府、周辺自治体との連携を図ります。

また、環境の範囲は、身近な生活環境、自然環境をはじめ、地球環境等の地球規模の環境も含まれます。

本計画の対象となる主体は、住民、事業者、行政(忠岡町)とします。

行政の取組のみで、より良い環境を次世代へと引き継ぐことは困難です。住民、事業者、行政のそれぞれが、将来像と目標を共有化し、その実現に向けて互いの役割を認識し、協働で取り組むことで、より大きな効果が期待できます。

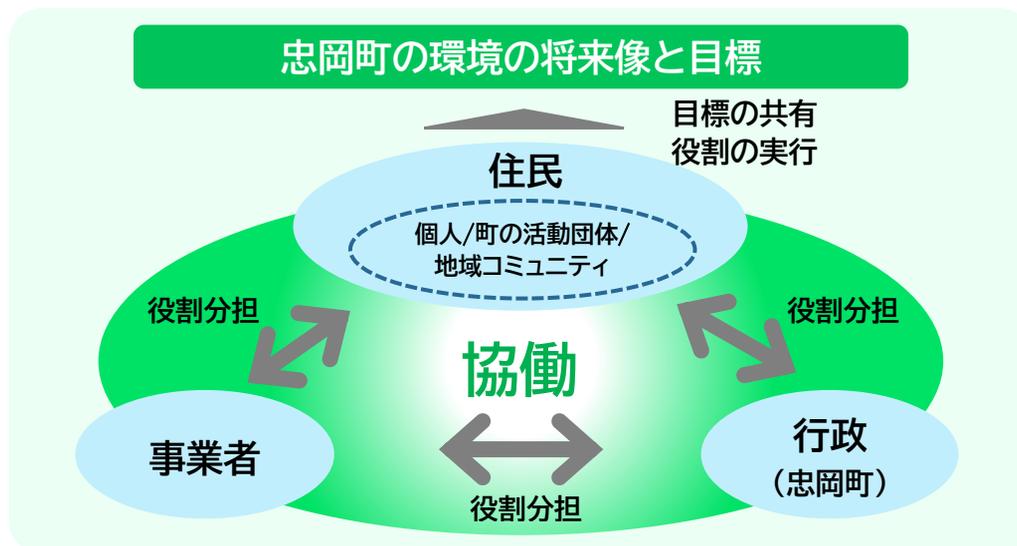


図1-8 各主体の役割

6 計画の構成

本計画は、本編と別冊、資料編による3部構成とします。本編においては、本計画の位置づけや計画期間等の基本的な事項のほか、現状と課題を整理した上で、計画の目標を設定します。

さらに、計画の目標を達成するために推進すべき施策や進捗管理の手法について、整理します。

別冊においては、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」として、脱炭素に向けた施策や、現状等を詳細に掲載します。

資料編は、本編及び別冊の内容を補足する調査結果のデータを取りまとめ、今後計画の進捗管理を行う上で、環境白書としての役割を担います。

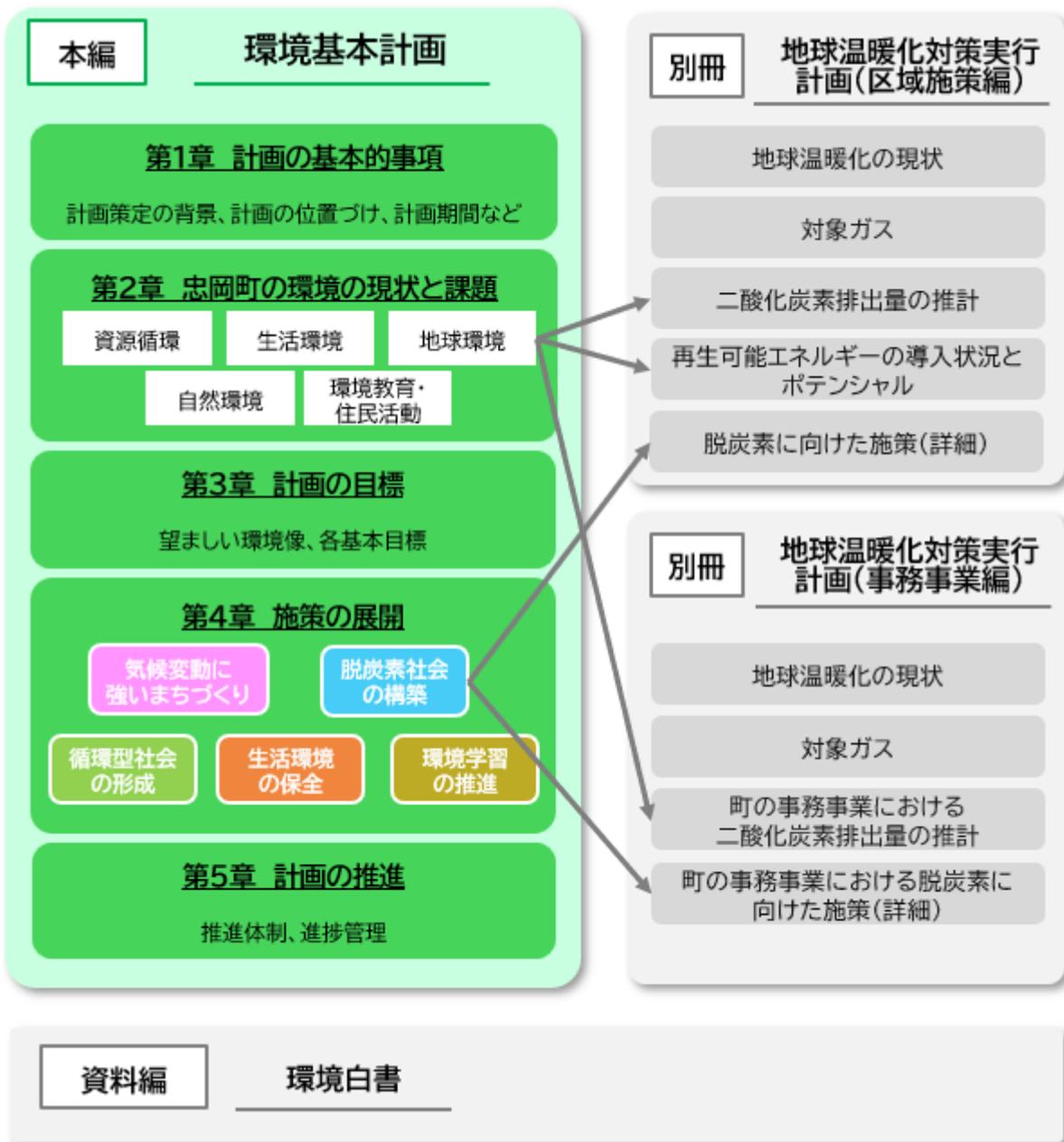


図1-9 計画の構成

1 町の概況

(1)位置、地勢

本町は大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市、泉大津市に、南部は岸和田市に接しています。また、面積は3.97㎢であり、全国の町で一番面積の小さな自治体となっています。

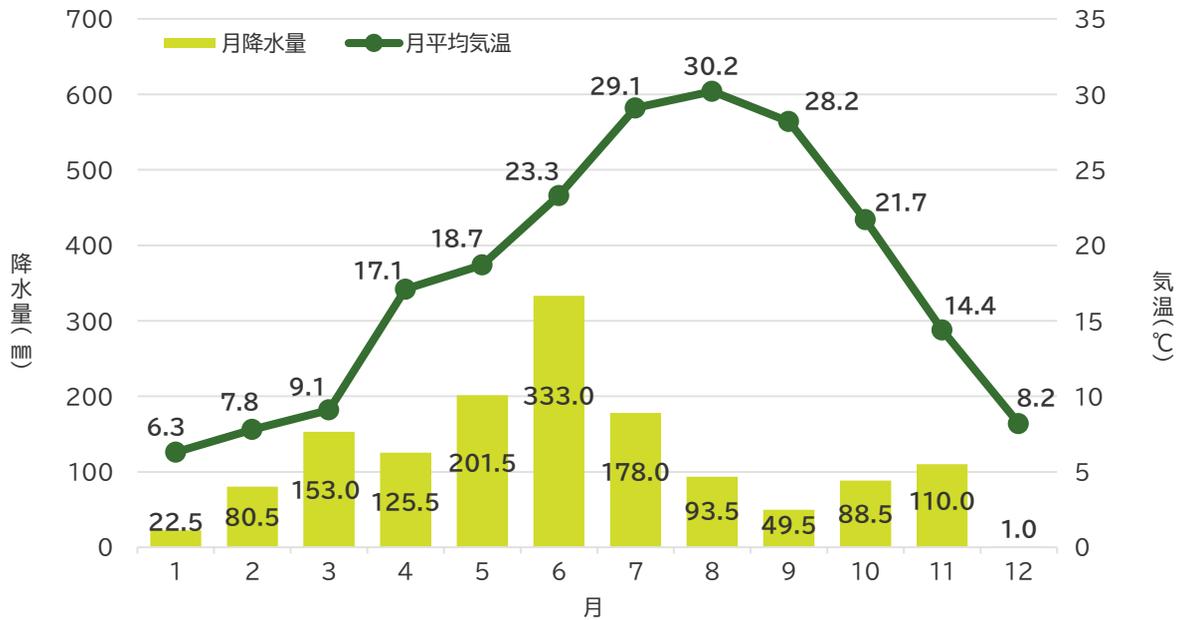


国土地理院「地理院タイル」を基に作成

図2-1 忠岡町の位置図

(2) 気候

本町は、温暖少雨の特性をもつ瀬戸内海式気候区に属し、月平均気温は約6℃～30℃で推移しており、年間降水量は1,300mm前後となっています。



気象庁「過去の気象データ」を基に作成

図2-2 令和6(2024)年の堺観測所における平均気温及び降水量

表2-1 堺観測所における気象の推移

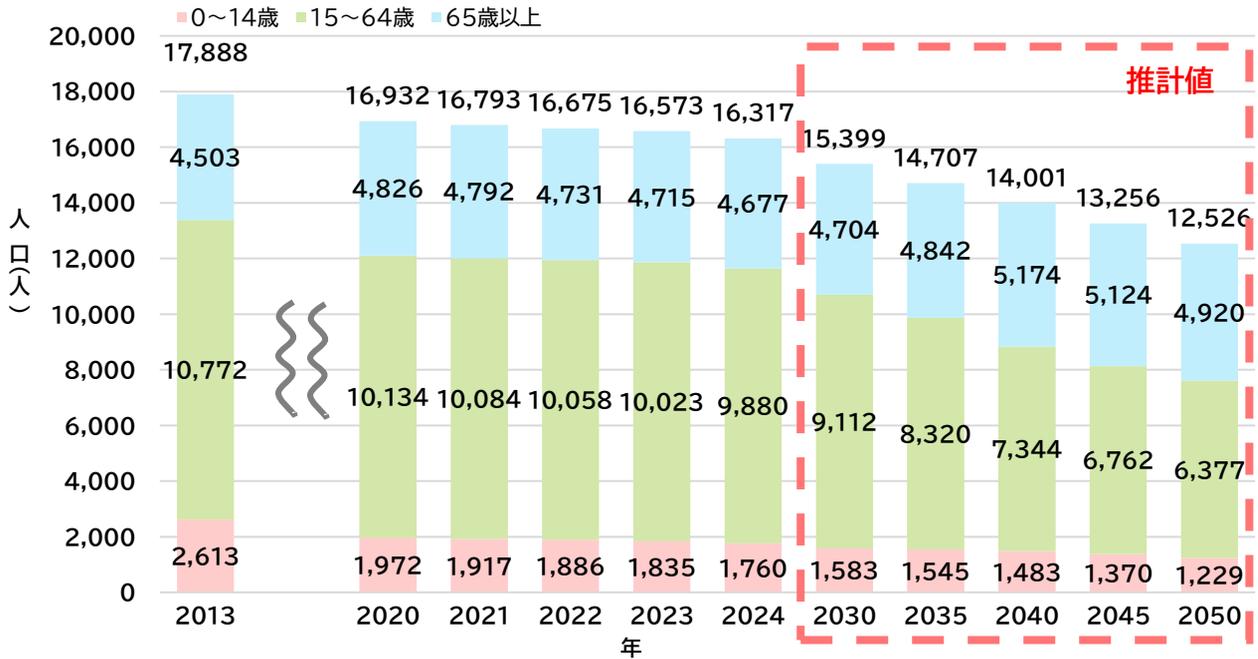
年・月	気温(°C)			降水量(mm)
	最高	最低	平均	
令和元年	37.4	-2.3	17.2	1175.5
令和2年	37.7	-2.1	17.3	1394.0
令和3年	38.2	-1.3	17.1	1499.5
令和4年	38.3	-2.7	17.0	967.0
令和5年	38.6	-3.1	17.3	1271.0
令和6年	39.2	-3.0	17.8	1436.5
1月	14.2	-3.0	6.3	22.5
2月	20.0	-0.8	7.8	80.5
3月	22.0	-1.0	9.1	153
4月	25.8	4.3	17.1	125.5
5月	27.9	8.2	18.7	201.5
6月	33.4	14.4	23.3	333.0
7月	36.4	21.2	29.1	178.0
8月	39.2	24.1	30.2	93.5
9月	37.3	19.6	28.2	49.5
10月	31.6	11.6	21.7	88.5
11月	24.5	4.0	14.4	110.0
12月	19.1	-1.5	8.2	1.0

気象庁「過去の気象データ」を基に作成

(3)人口

本町の人口は、緩やかに減少しています。平成25(2013)年と令和6(2024)年を比較すると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方で、老年人口は増加しています。

推計値によれば、今後は総人口の減少が続く中で、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が同時に進行し、本町における人口構造の高齢化が一層進むことが予測されます。

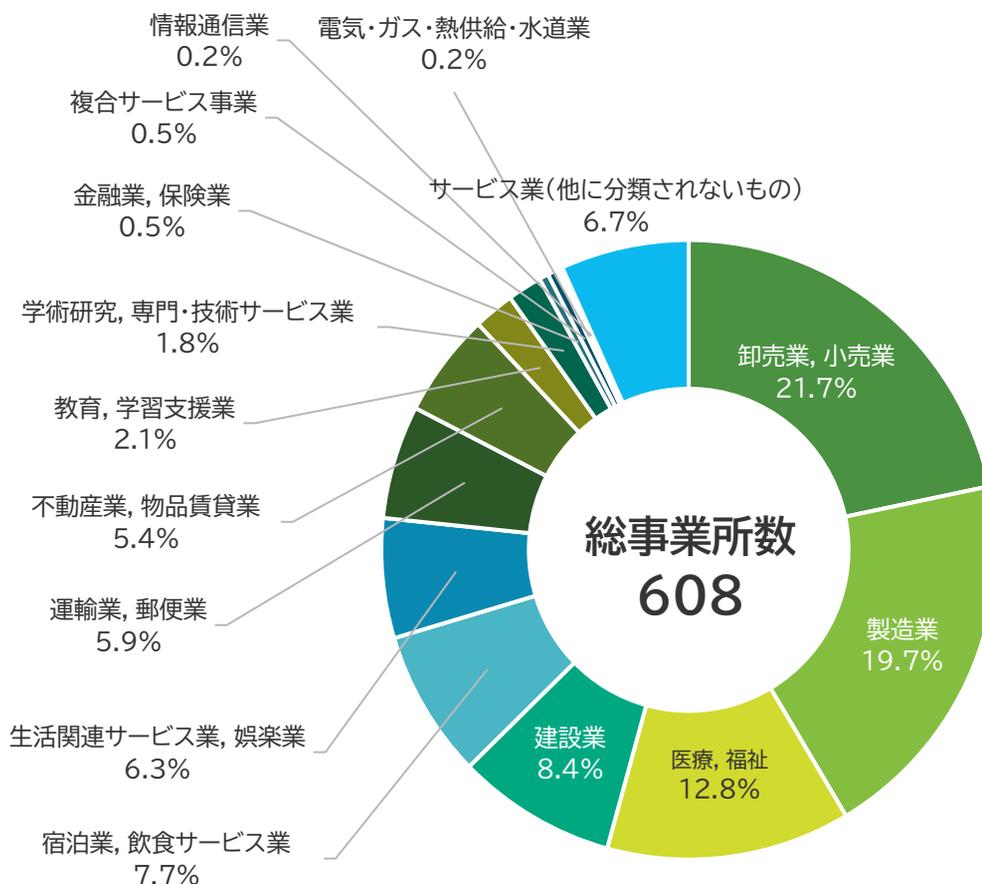


2013年から2024年までは総務省「住民基本台帳」のデータを基に作成
 2030年から2050年までについては、「第6次忠岡町総合計画
 (令和7年度改訂)」における「忠岡町人口ビジョン」の推計値を基に作成

図2-3 忠岡町の人口推移と将来推計

(4) 産業

経済センサス活動調査によると、本町には608の事業所があり、卸売業、小売業が最も多く21.7%、次いで製造業が19.7%、医療、福祉が12.8%、建設業が8.4%となっています。



総務省統計局「令和3(2021)年経済センサス活動調査」のデータを基に作成

図2-4 忠岡町の業種別事業所割合

(5) 公共交通機関等

本町の道路ネットワークとして、南北方向に阪神高速4号湾岸線、府道29号大阪臨海線、府道204号堺阪南線、国道26号などが、東西方向に府道229号田治米忠岡線と町道中央線が整備されています。町域内に高速道路の出入口はありませんが、隣接する泉大津市、岸和田市には出入口があり、大阪市内方面にも和歌山市内方面にも約1時間と良好なアクセスを有しています。

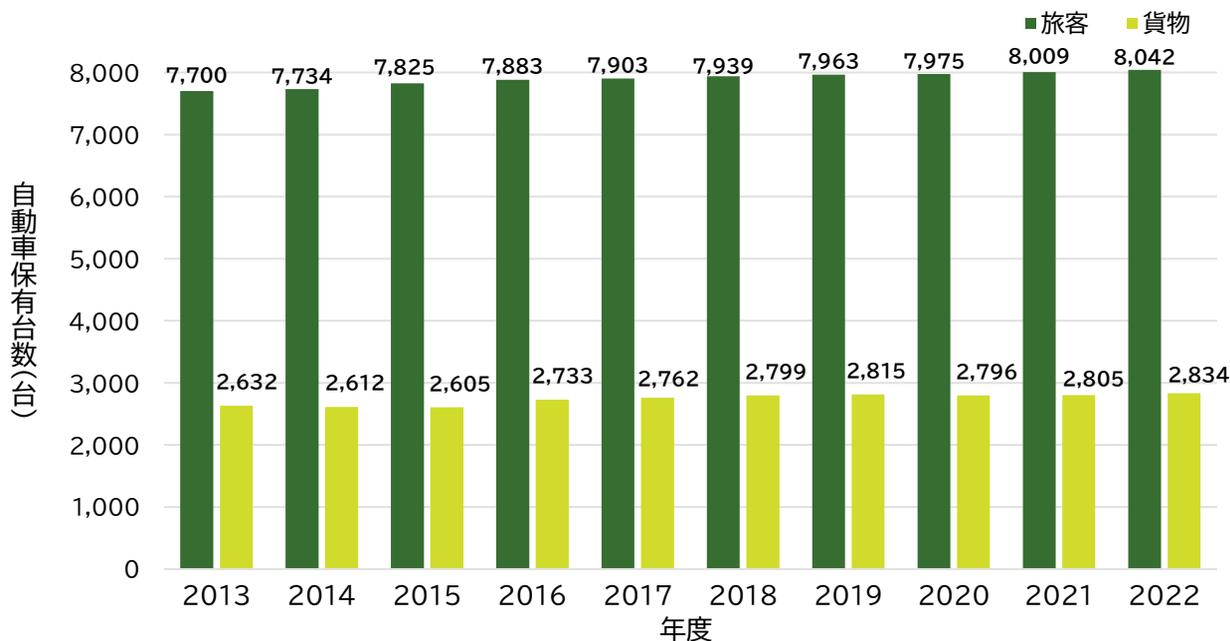
鉄道は南海電鉄南海本線が南北方向に通っており、町のほぼ中心部に忠岡駅が設置されています。大阪都心部まで約30分、関西国際空港まで約30分と、利便性の高い場所に位置しています。

町域内には高齢者及び身体障害者等の積極的な社会参加を促進することを目的に、福祉バスが運行されています。また、令和6(2024)年からは忠岡町・高石市・泉大津市の住民が、それぞれの福祉バスを相互に利用できるようになりました。

自動車保有台数については、旅客、貨物ともに微増で推移しています。合計では、平成25(2013)年度が10,332台、令和4(2022)年度が10,876台となっており、増加しています。

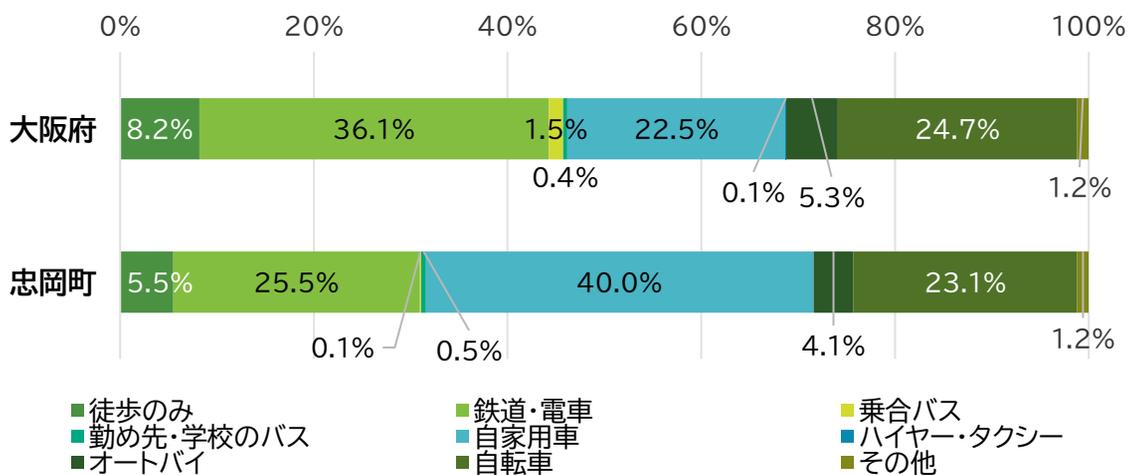
また、令和2(2020)年国勢調査によると、住民の主な交通手段は40%が自家用車となっており、大阪府の22.5%と比べて大きい割合を占めています。

自動車は住民の重要な移動手段になっていることがわかります。



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図2-5 自動車保有台数の推移



総務省「令和2(2020)年国勢調査」のデータを基に作成

図2-6 主な交通手段

(6) 用途地域

本町は全域が市街化区域であり、臨海部の貯木場を除く385.5haに用途地域を指定し、都市計画法に基づく規制等を行っています。用途地域の面積割合においては、準工業地域が最も多い6割を占めています。

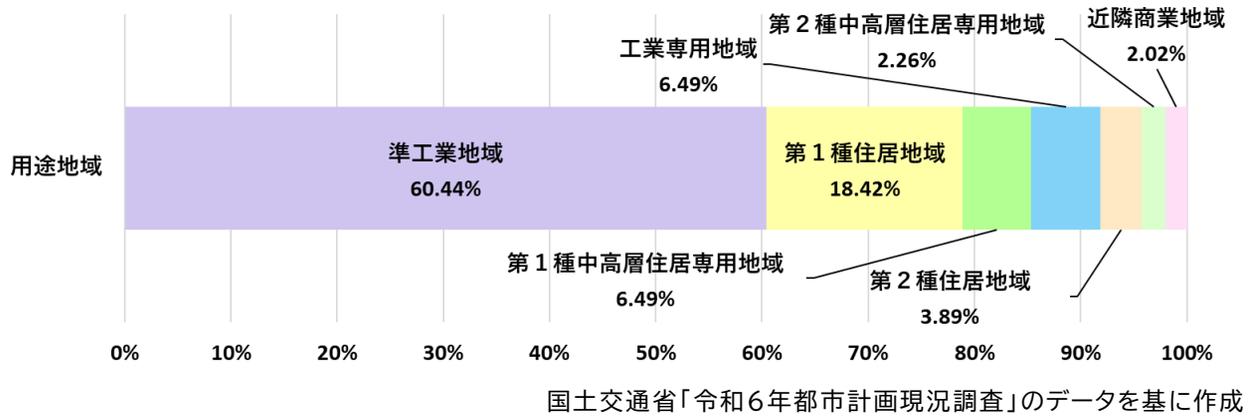
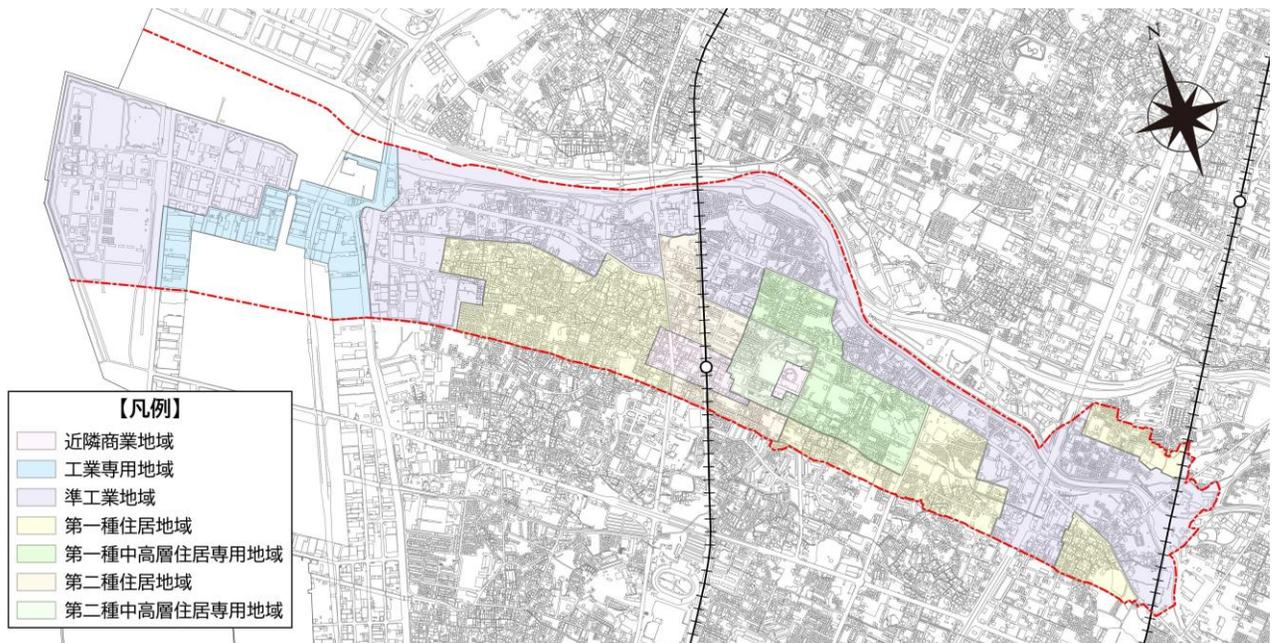


図2-7 都市計画区域内の用途地域割合

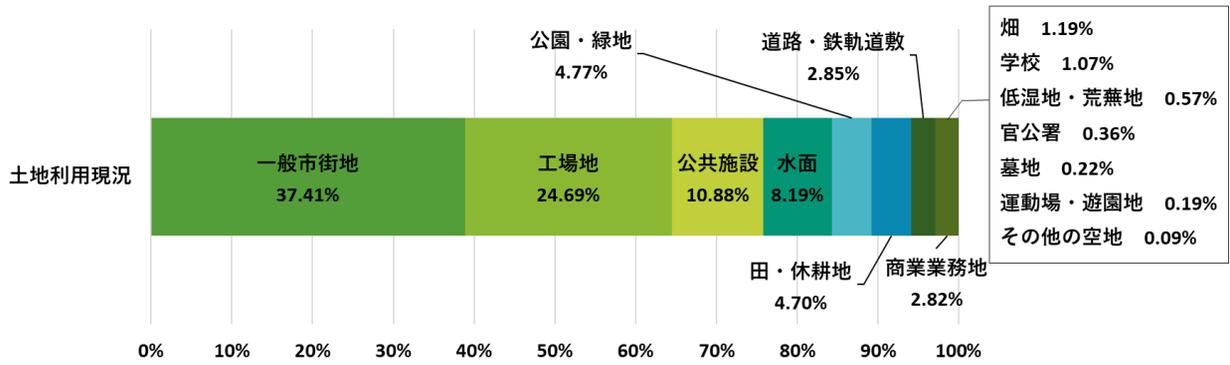


忠岡町作成(令和4年3月31日現在)

図2-8 用途地域

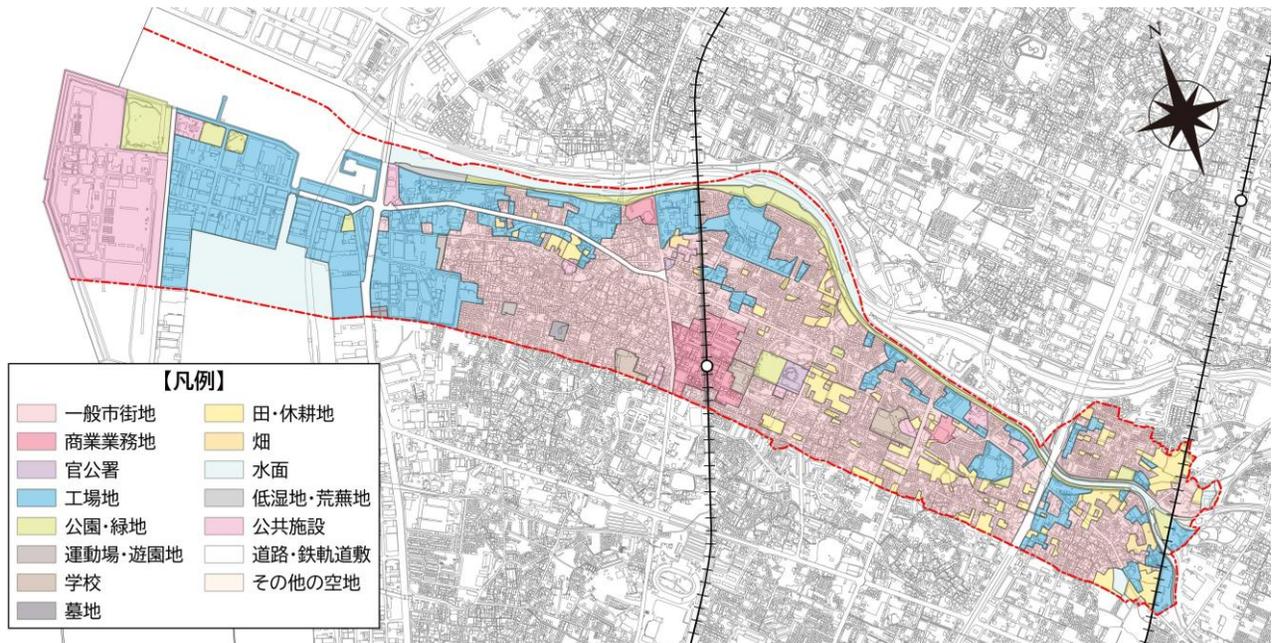
(7) 土地利用現況

土地利用においては、約4割が一般市街地として整備されていることが分かります。臨海部は木材コンビナートや下水処理場が埋め立てによって造成されており、この臨海部と北部は工場地、その他は一般市街地や商業業務地等が混在しています。



令和2年度都市計画基礎調査を基に作成

図2-9 令和2年度の土地利用現況割合



令和2年度都市計画基礎調査を基に作成

図2-10 土地利用現況(令和2年)

(8) 都市公園・公共施設緑地の分布

本町では、6箇所の都市公園と21箇所の児童遊園広場等が整備されています。特にまとまった緑地としては、町域北側の大津川沿いの「大津川河川公園」や、府道大阪臨海線以西の新浜地区に広がる大規模な港湾緑地が存在しています。

都市公園			児童遊園広場等		
	名称	面積(ha)		名称	面積(ha)
都市公園	① 忠岡公園	1.21	児童遊園広場等	⑮ 馬瀬3丁目第1児童遊園	0.02
	② 北出公園	0.17		⑯ 北出児童遊園	0.03
	③ 高月向井田公園	0.25		⑰ 高月南3丁目第2児童遊園	0.01
	④ 緑水園	0.11		⑱ 馬瀬3丁目第2児童遊園	0.01
	⑤ 大津川河川公園	5.81		⑲ 鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	0.01
	⑥ 三角公園	0.39		⑳ 忠岡東3丁目児童遊園	0.01
児童遊園広場等	⑦ 新浜地先公園	0.29		㉑ 新浜緑地	9.62
	⑧ 新浜緑地公園	0.73		㉒ 忠岡中2丁目チビッコ広場	0.01
	⑨ 新浜公園	0.31		㉓ 北出2丁目チビッコ広場	0.01
	⑩ 忠岡南3丁目児童遊園	0.08		㉔ 忠岡東3丁目チビッコ広場	0.01
	⑪ 西区ふれあい公園	0.05		㉕ 青空チビッコ広場	0.04
	⑫ 朝日特殊合板住宅児童遊園	0.01		㉖ 町民いこいの広場	0.35
	⑬ 鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	0.01		㉗ 忠岡東1丁目チビッコ広場	0.01
	⑭ 鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	0.01			



図2-11 都市公園・公共施設緑地の分布

2 地球環境

(1)気候変動の影響

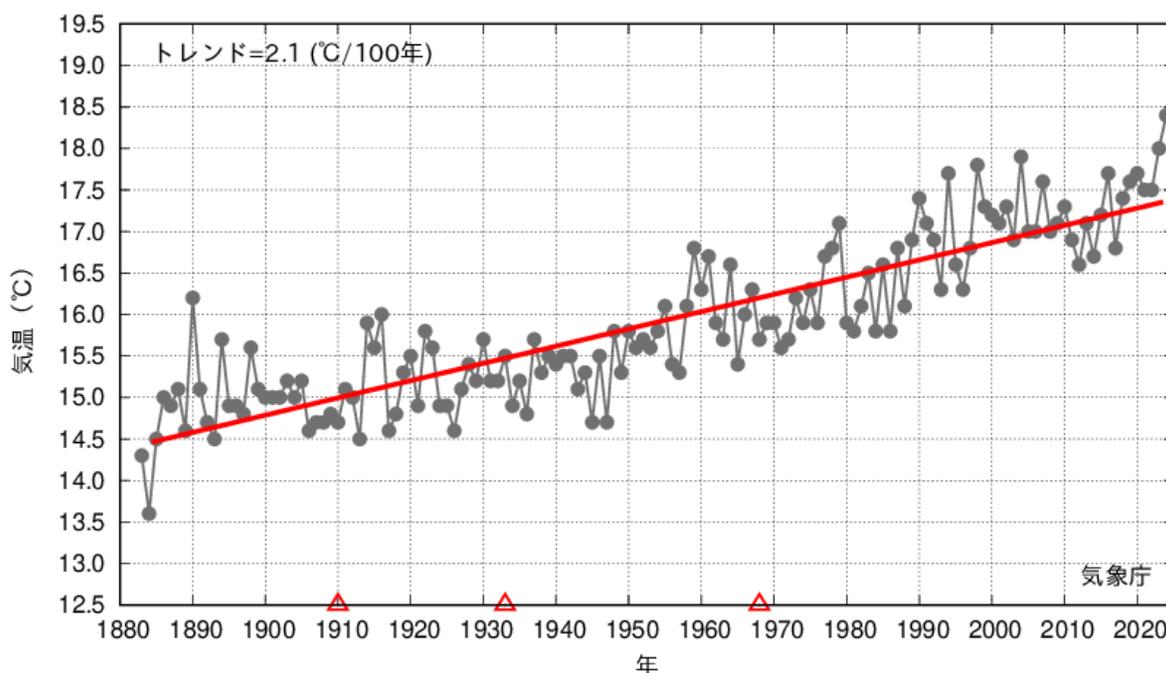
地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象をいいます。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解による海面上昇、気候変動による異常気象が頻発するおそれがあり、自然生態系や生活環境への影響が懸念されています。

世界平均気温は工業化前^{*}と比べて1.09℃上昇したとされており、この観測値は過去10万年间で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。

^{*}工業化前：産業革命以前、すなわち18世紀半ば(おおよそ1750年頃)以前の時期を指す。この時期は、人為的な二酸化炭素排出がほとんどなく、自然要因のみで気候が変動していたと考えられている。

大阪府の年平均気温についても100年で2.1℃上昇しており、近年は猛暑日^{*}の日数も増加していることから、熱中症による救急搬送人数の増加も懸念されます。

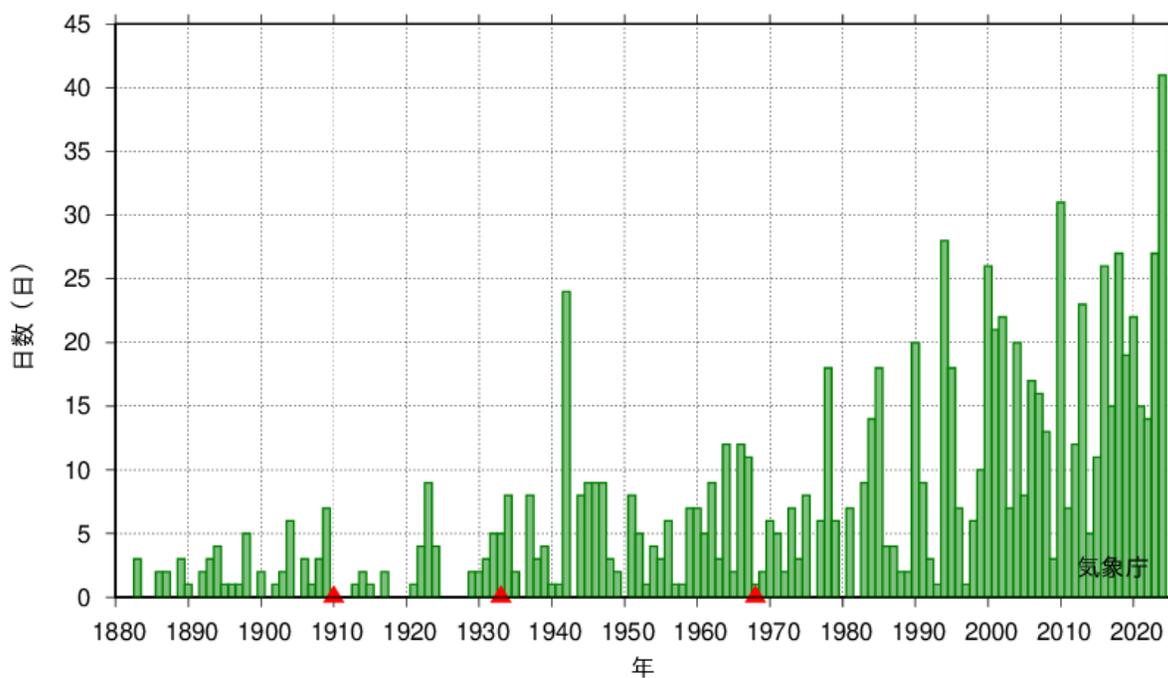
^{*}猛暑日：気象庁により定義された気温区分の一つであり、日最高気温が35℃以上となる日のこと。



^{*}折れ線(黒)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準 90%以上のみ)を示す。横軸上の△は観測場所の移転を示し、移転前のデータを補正している。

出典：大阪管区気象台「近畿地方のこれまでの気候の変化(観測結果)」

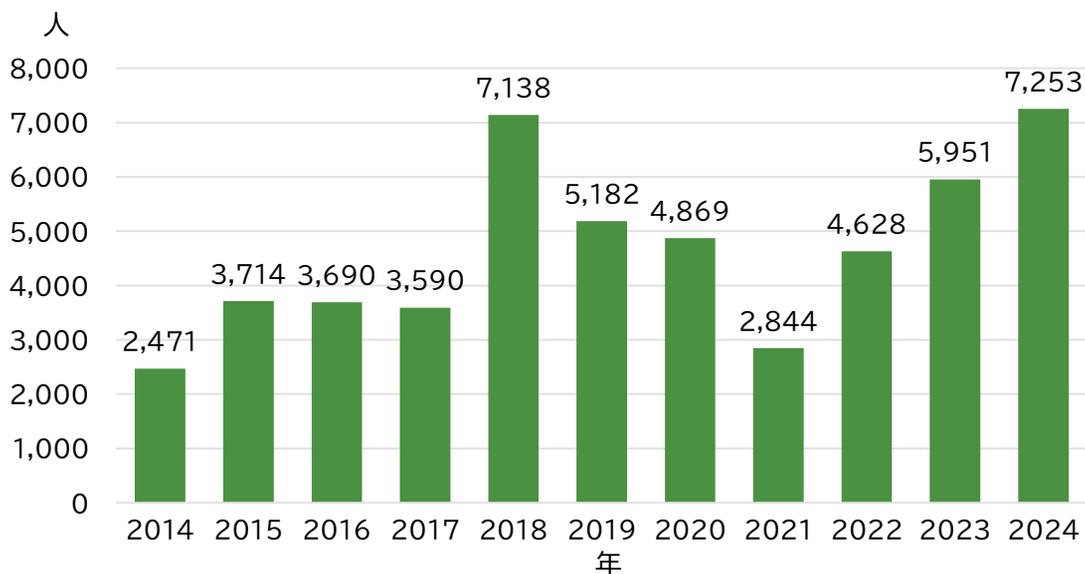
図2-12 大阪府における年平均気温の推移



※棒グラフ(緑)は各年の値、横軸上の▲は観測場所の移転を示す。その前後でデータは均質でないため、長期変化傾向の評価は行わない。

出典：大阪管区気象台「近畿地方のこれまでの気候の変化(観測結果)」

図2-13 大阪府の日最高気温 35℃以上の年間日数(猛暑日)推移

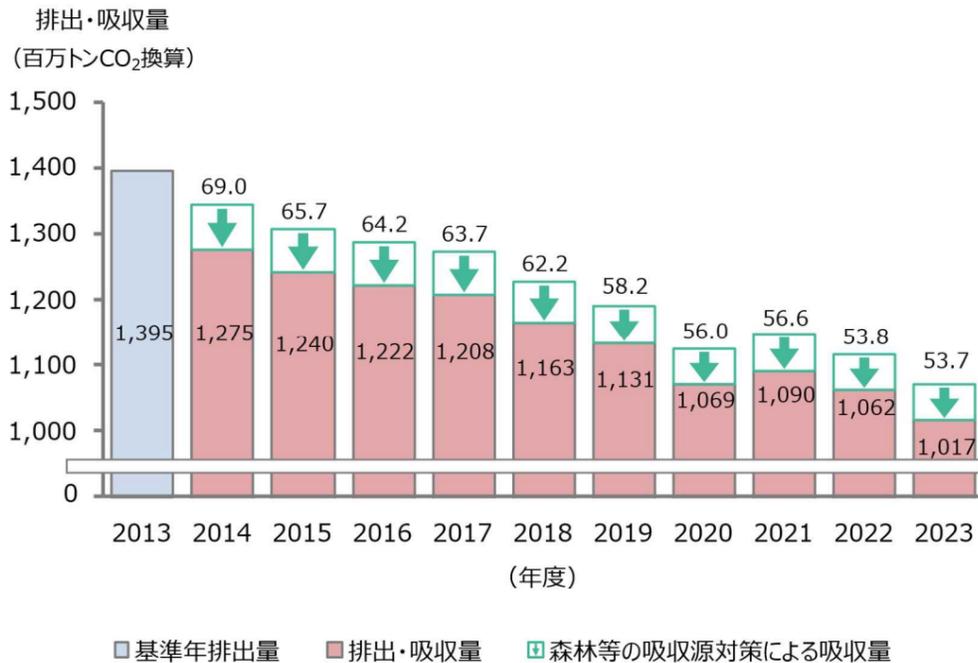


大阪府「熱中症による救急搬送状況」のデータを基に作成

図2-14 大阪府の熱中症による救急搬送人員数の推移

(2) 温室効果ガスの排出状況

国全体の温室効果ガス排出量は、本計画の基準年度である平成25(2013)年度以降、減少傾向にあります。令和5(2023)年度の温室効果ガス排出量は約10億1,700万トン(二酸化炭素(CO₂)換算、以下同じ。)となり、令和4(2022)年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、平成25(2013)年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少となりました。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、減少傾向を維持しています。

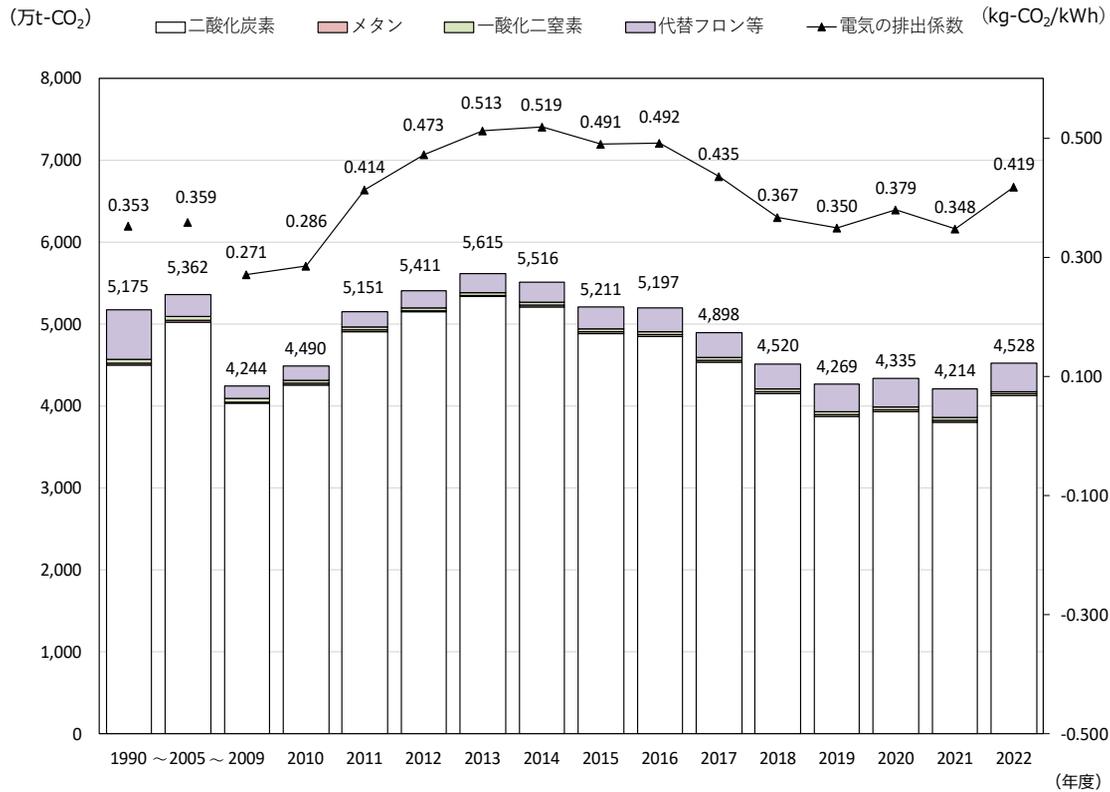


出典:環境省「2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細)」

図2-15 日本における温室効果ガス排出・吸収量の推移

大阪府においても基準年度の平成25(2013)年度以降、減少傾向にありますが、令和4(2022)年度の温室効果ガス排出量は前年度比で7.5%増加しています。その主な要因としては電気の排出係数※の増加があげられ、エネルギー使用量については前年度比で2.1%減少しています。

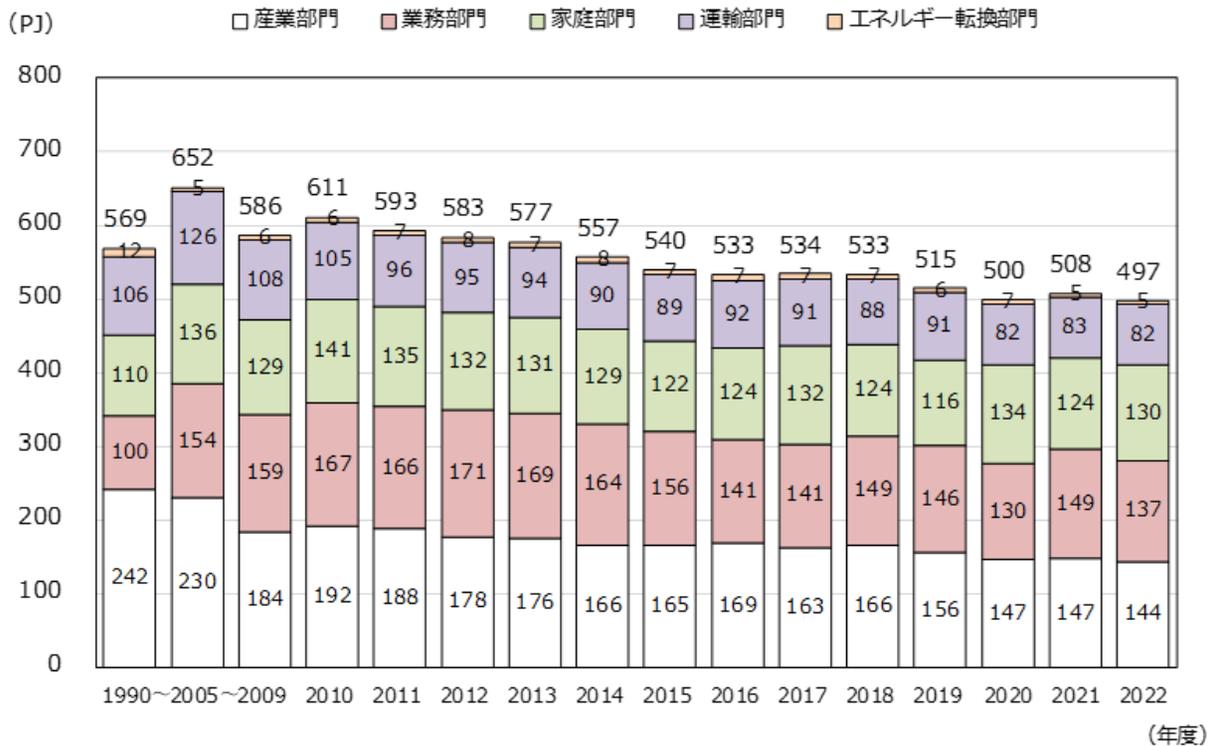
※電気の排出係数:使用電力量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を表す係数。発電時の電源構成(火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス)により変動し、火力発電の割合が増加すると係数は大きくなる。



※電気の排出係数は、一般電気事業者等（現行制度における小売電気事業者）に対して大阪府が行った調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いている。

出典：大阪府「大阪府域における2022年度の温室効果ガス排出量について」

図2-16 大阪府域における温室効果ガス排出量と電気の排出係数の推移



出典：大阪府「大阪府域における2022年度の温室効果ガス排出量について」

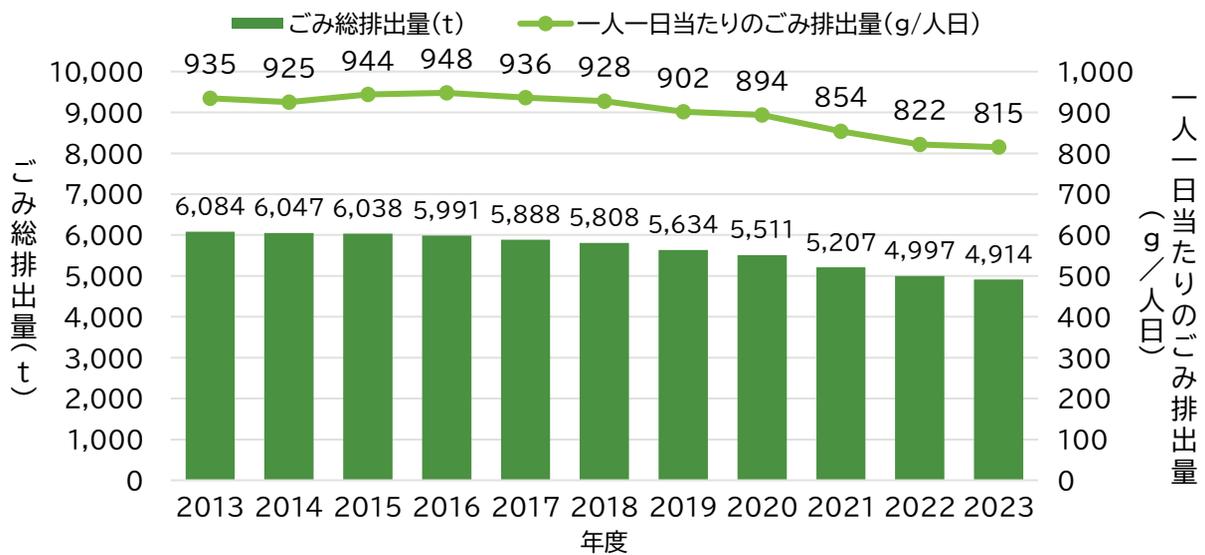
図2-17 大阪府域における部門別エネルギー消費量の推移

3 資源循環

(1) 廃棄物

本町のごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量は、住民、事業者、行政が一体となった取組により減少傾向にあり、令和5(2023)年度実績について、住民一人一日当たりのごみ排出量は大阪府の877g/人日、全国の851g/人日を下回っています。

このため、家庭用生ごみ処理機器の購入助成金など各種制度の普及・啓発に努めながら、家庭から出る可燃ごみの約半分を占める生ごみの減量化等、更なるごみの総排出量の削減に向けた取組を推進します。



環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」のデータを基に作成

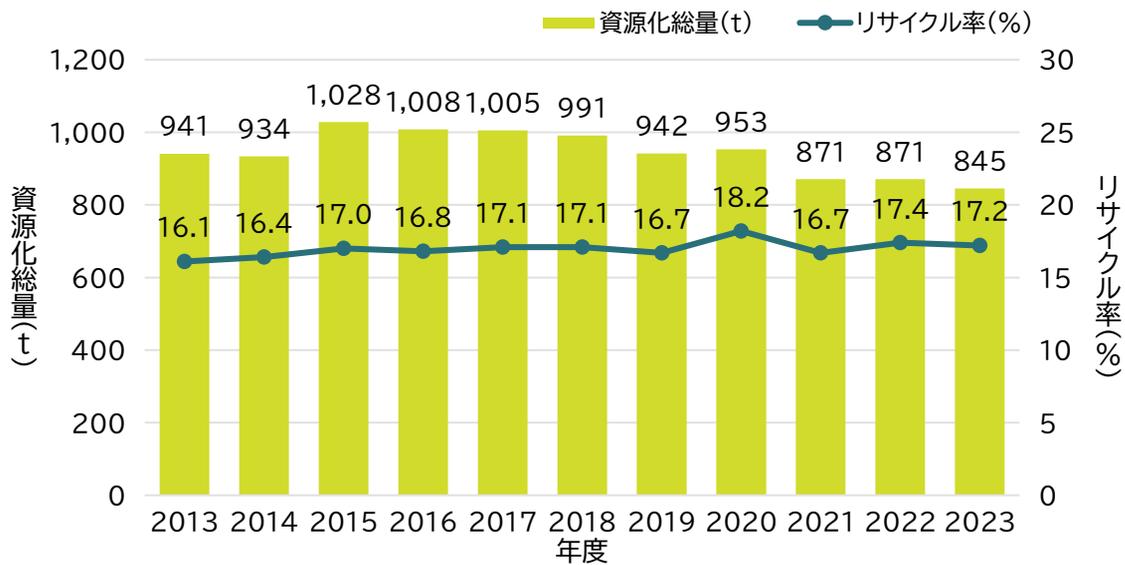
図2-18 ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量の推移

(2)リサイクル

本町の資源化総量は、平成25(2013)年度と比較して、減少傾向にあります。要因としては、近年の紙媒体から電子媒体への移行に伴うペーパーレス化、容器包装の素材の軽量化、ガラス瓶の他素材への変更等が進んでいることが考えられます。

また、リサイクル率については、平成25(2013)年度から令和5(2023)年度の間約1.1%増加しており、一定の改善が見られますが、17.2%と依然として向上の余地があります。

家庭から出る可燃ごみの中には分別が不十分なものも多く、紙類を中心に資源物の混入も見受けられることから、更なるごみの減量化と資源化を向上させるため、出前講座等の啓発活動を推進する必要があります。



環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」のデータを基に作成

図2-19 資源化総量とリサイクル率の推移

4 生活環境

(1) 公共下水道

本町では、昭和49(1974)年に公共下水道の整備に着手して以降、年次的に事業区域の拡大を図り、令和5(2023)年度での整備率は97.5%と全国的にも高い水準となっています。

一方で、令和5(2023)年度の接続率は92.7%であり、今後も継続して公共下水道が果たす役割について啓発活動を行い、公共下水道への接続を推進する必要があります。

表2-2 生活排水処理形態別人口の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画処理区域人口	17,066	16,895	16,697	16,661	16,480
水洗化・生活雑排水処理人口	14,978	14,893	14,960	14,974	14,895
水洗化・生活雑排水処理率	87.8%	88.2%	89.6%	90.1%	90.1%
公共下水道	14,944	14,859	14,926	14,974	14,895
合併処理浄化槽	34	34	34	34	36
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,033	991	861	809	770
非水洗化人口(汲み取り人口)	1,055	1,011	876	844	779

「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」を基に作成

表2-3 公共下水道人口の推移

	計画処理区域内人口	整備済区域人口		接続人口	
	(人)	(人)	整備率(%)	(人)	接続率(%)
令和元年度	17,066	16,582	97.2	14,944	90.1
令和2年度	16,895	16,422	97.2	14,859	90.5
令和3年度	16,697	16,240	97.3	14,926	91.9
令和4年度	16,661	16,225	97.4	14,974	92.3
令和5年度	16,480	16,068	97.5	14,895	92.7

「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」を基に作成

(2) 公害苦情件数

公害は、住民生活に密着した問題であり、良好な生活環境を保全する上で重要な課題となっています。近年、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に代表される産業型の公害は規制が進み、ごみ問題や近隣騒音などに代表される都市型の公害が問題となっています。

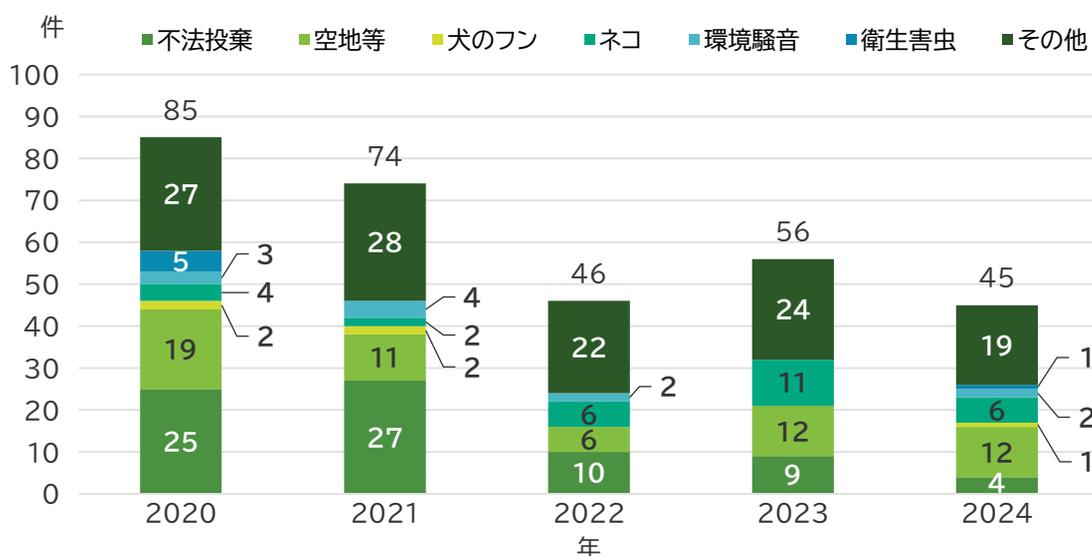
本町においても、大気、騒音等の苦情件数は、年間で10件未満と低水準で推移しており、全体としては落ち着いた状況にあるといえますが、不法投棄やペットマナー等の生活環境の苦情件数は40～50件程度発生しています。

今後も、こうした苦情の動向を注視するとともに、発生源の適切な管理や未然防止に努め、住民の皆さまが安心して暮らせる快適な生活環境を保全していく必要があります。

表2-4 公害苦情件数の推移(単位:件)

種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大気	0	0	0	0	1
騒音	0	0	1	3	1
振動	0	0	0	0	0
悪臭	8	4	1	1	6
水質	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	8	4	2	4	8

忠岡町事務報告のデータを基に作成



忠岡町事務報告のデータを基に作成

図 2-20 生活環境苦情件数の推移

(3)大気

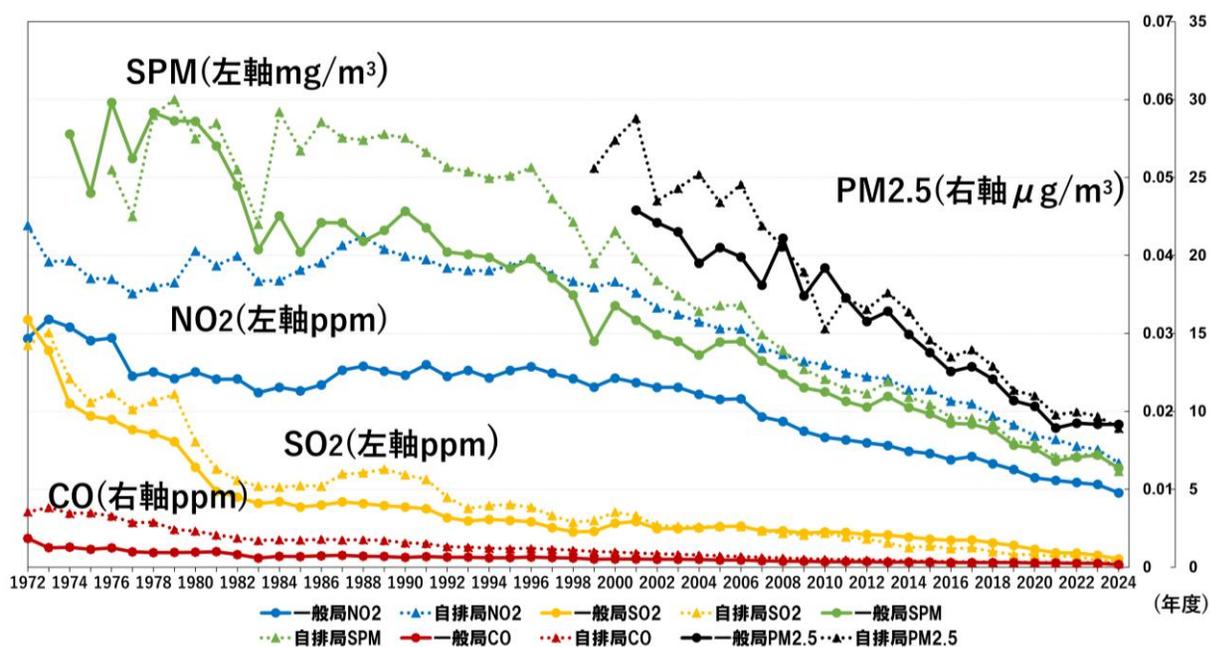
大気汚染の監視体制として、本町には測定局がありませんが、隣接する泉大津市に1か所(泉大津市役所)、岸和田市に2か所(天の川下水ポンプ場、岸和田中央公園)の測定局を府が設置して観測を行っています。なお、天の川下水ポンプ場は自動車排出ガス測定局、泉大津市役所と岸和田中央公園は一般環境大気測定局です。

令和6(2024)年度観測結果では、二酸化硫黄は1測定局(泉大津市役所)、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は全測定局、微小粒子状物質(PM2.5)は2測定局(泉大津市役所、岸和田中央公園)で観測を行っており、すべて環境基準を達成しています。

光化学オキシダント^{*}については、2測定局(泉大津市役所、岸和田中央公園)で観測を行っており、いずれも環境基準を達成できない時間がありました。

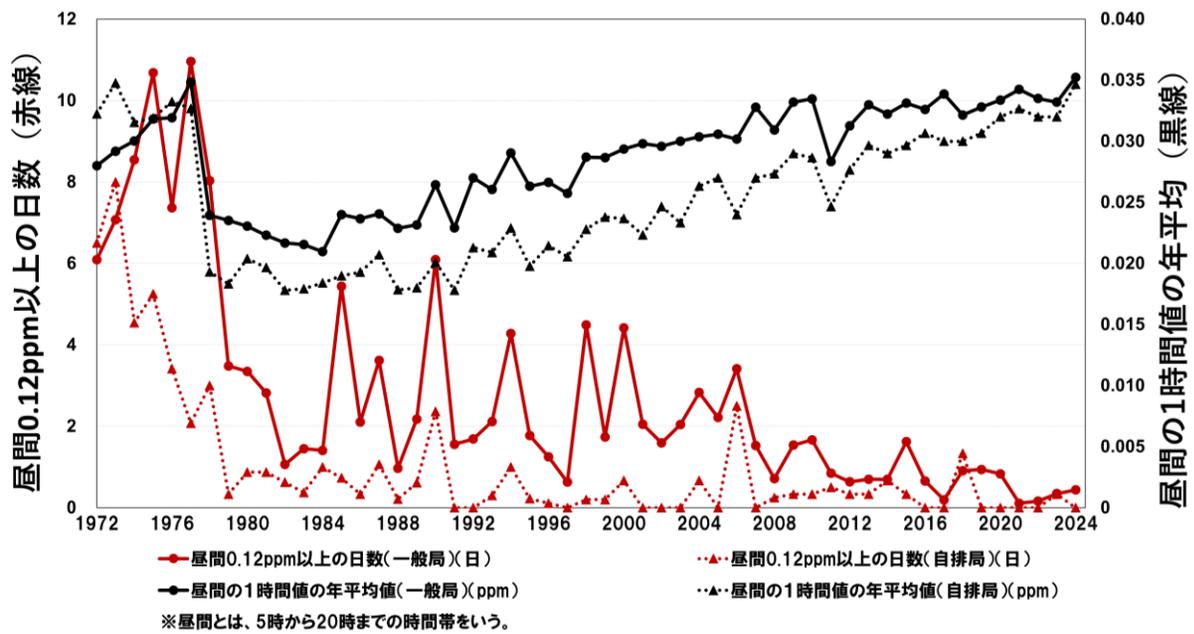
なお、光化学オキシダントは、全国的に環境基準達成率が0.0%~0.2%程度と極めて低い状態にあります。

^{*}光化学オキシダント:工場や自動車から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽光(紫外線)によって化学反応を起こして生成される物質。濃度が高いと健康被害を引き起こす。



出典:大阪府「大気環境の状況」

図2-21 大阪府内における大気環境の推移



出典：大阪府「大気環境の状況」

図2-22 大阪府内における光化学オキシダントの推移

(4)騒音、振動

騒音・振動苦情の主な発生源は、建設や解体作業、金属や木材製品の製造過程によるもののほか、近年では家庭からの生活騒音によるものも増加しており、この苦情の中には、法律や条例による規制の対象とならない場合も多いため、住民一人ひとりが工夫や気配りをして、良好な隣人関係をつくることも大切です。

また、自動車騒音及び道路交通振動については、府道大阪臨海線の1地点において年次的に調査を行っております。自動車騒音については、昼間・夜間ともに環境基準値を超過しており、道路交通振動については、昼間・夜間ともに要請限度値を下回る結果でした。

表2-5 一般地域における環境騒音測定結果

測定場所	騒音レベル (L_{Aeq}) [dB]		環境基準値※との比較 ○:基準値以下/×:基準値超過	
	昼間	夜間	昼間	夜間
馬瀬 2-17-2	64	47	×	×
忠岡南 1-12-30	55	46	○	×

※:環境基準値:地域類型 A、Bともに昼間 55dB、夜間 45dB

大阪府「令和5年度環境騒音モニタリング調査結果」のデータを基に作成

表2-6 道路に面する地域における環境騒音測定結果

道路名	測定場所	騒音レベル (L_{Aeq}) [dB]		環境基準値※との比較 ○:基準値以下/×:基準値超過	
		昼間	夜間	昼間	夜間
府道大阪臨海線	忠岡南3-17	74	68	×	×

※:環境基準値:昼間 70dB、夜間 65dB

大阪府「令和5年度環境騒音モニタリング調査結果」のデータを基に作成

表2-7 道路交通振動測定結果

道路名	測定場所	振動レベル (L_{10}) [dB]		要請限度値 -:限度値以下/*:限度値超過	
		昼間	夜間	昼間	夜間
府道大阪臨海線	忠岡南3-17	57	49	-	-

※:要請限度値:昼間 70dB、夜間 65dB

大阪府「令和5年度環境騒音モニタリング調査結果」のデータを基に作成

(5)水質

河川の水質については、府が大津川流域の2測定地点(高津取水口、大津川橋)において定期的に水質調査を行っており、河川の水質汚濁を示す代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)*について、令和5年度においては全測定地点で環境基準を達成しています。

本町の河川は、おおむね良好な水質を維持しており、水質の保全を図るため、今後も水質汚濁の主な原因である生活排水や産業排水対策を継続して推進する必要があります。

※BOD(生物化学的酸素要求量):河川などの水の汚れの度合いを示す指標。水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量。

表2-8 大津川のBOD75%値の推移(単位:mg/L)

測定地点	環境基準の類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高津取水口	B	2.8	3.1	2.5	1.7	1.9
大津川橋	C	3.1	2.6	2.4	2.4	2.1

※環境基準値:AA類型は1mg/L以下、A類型は2mg/L以下、B類型は3mg/L以下、C類型は5mg/L以下、D類型は8mg/L以下、E類型は10mg/L以下

大阪府「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」のデータを基に作成

また、海域の水質については、府が忠岡港沖において定期的に水質調査を行っていますが、海域の水質汚濁を示す代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)*については、環境基準を達成できていません。

そのため、生活排水や産業排水対策など、海域への汚濁負荷の削減に向けた取組を一層推進していく必要があります。

※COD(化学的酸素要求量):湖沼や海域などの水の汚れの度合いを示す指標。水中の有機物が酸化剤により酸化する際に消費される酸素量。

表2-9 忠岡港沖のCOD75%値の経年変化(単位:mg/L)

測定地点	環境基準の類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
忠岡港沖	A	3.2	3.1	2.9	3.6	2.8

※環境基準値:A類型は2mg/L以下、B類型は3mg/L以下、C類型は8mg/L以下

大阪府「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」のデータを基に作成

5 自然環境

(1) 都市公園

本町は、臨海部の平坦な地域であるため、山地や丘陵にみられるようなまとまりのある自然林、人工林はほぼ見られず、学校敷地などを含めた緑地的空間地の面積は町域面積の25%程度となっています。

また、本町における人口一人当たりの整備済み都市公園面積は4.93㎡/人(令和6(2024)年3月末時点)であり、大阪府平均や近隣市と比べて、低い数値となっています。

みどりの要素が少ない本町において、今後は都市公園を含む公共施設をはじめ、民有地においてもみどりを確保していくことが望まれます。

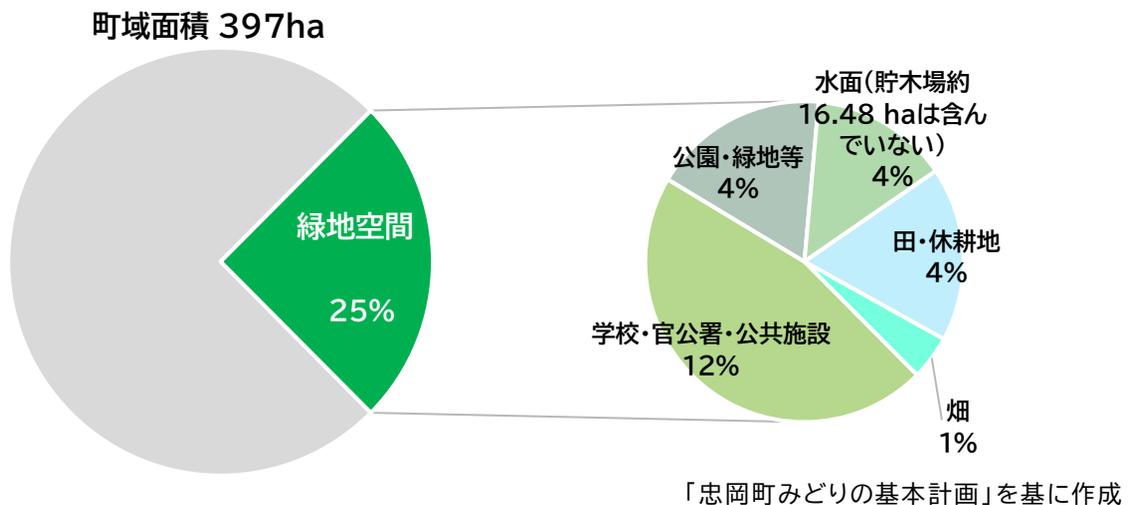


図2-23 町域面積中の緑地的空間面積割合

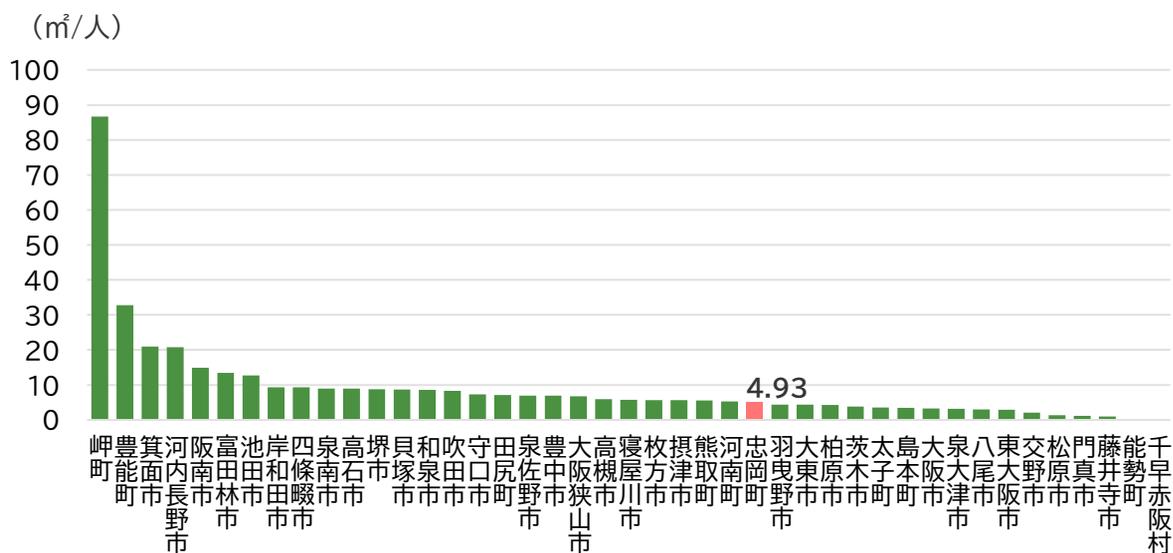


図2-24 一人当たりの都市公園面積(府内市町村)

(2) 河川、水辺

本町は大阪湾に面し、町域を流れる大津川が河口を形成しているという自然特性を有しています。このため、海と川の両方の水辺環境が町の重要な資源となっており、沿岸部は港湾・産業利用の場であるとともに、干潟や河口域は多様な生態系を育む空間となっています。

特に大津川河口付近の干潟については、大阪湾に存在する3か所の干潟のうちの1つであり、シギ・チドリ類等の渡来地・採餌地として機能する重要な地点となっています。

このように、本町における水辺空間は生活・産業・生態系のいずれにとっても重要であるため、今後は水質の改善や生物多様性の保全に向けた取組を継続して推進していく必要があります。

また、干潟や河口域の自然環境を守りながら、海岸漂着物やごみの不法投棄への対策、さらには治水や高潮対策などの防災対策を関係機関と連携して進めることで、安全で快適な水辺環境を次世代へ継承していくことが求められます。

(3) 生物多様性

府内には8,700種以上の生き物が生息し、森や里、川から海にいたる多様な環境に、お互いにつながり合いながら生きています。そのうち1,485種が保全すべき生き物として「大阪府レッドリスト 2014」に掲載されており、レッドリスト掲載種数は平成12(2000)年から平成26(2014)年の間に約2倍に増加しています。レッドリストには、日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域が生物多様性ホットスポットとして選定されており、本町においては、大津川河口が選定されています。

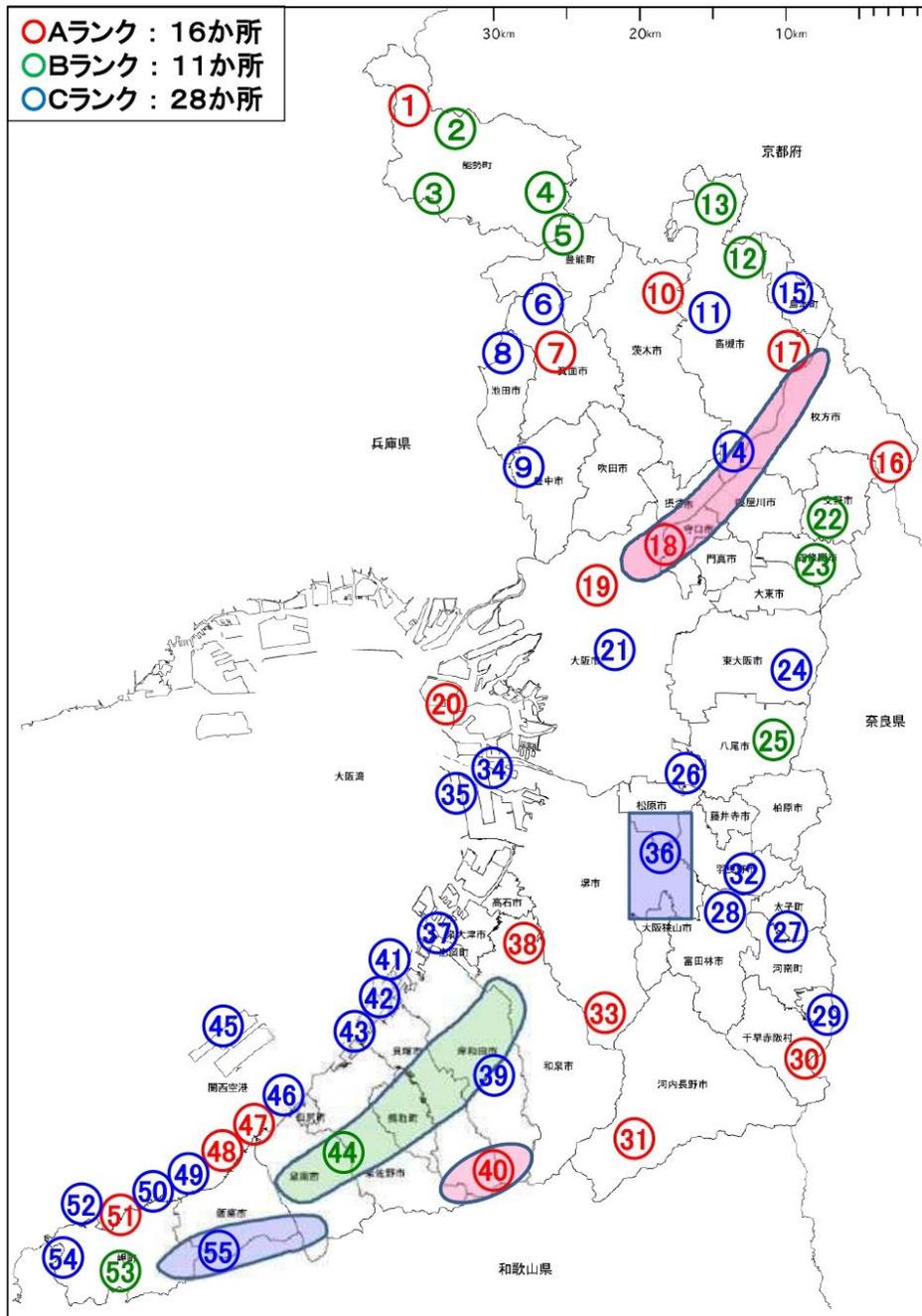
表2-10 大阪府レッドリスト掲載種数の変化

年度	2000年	2014年
掲載種数	795	1,485

出典：大阪府「大阪府生物多様性地域戦略」

これらの生態系を脅かす危険性が指摘されている外来生物は、意図的・非意図的に関わらず人間によって持ち込まれた生物です。元々生息していた在来生物との交雑や捕食による生態系への影響、農作物への食害など農林水産業における被害、人の生命や身体への影響などの問題を引き起こします。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

従来生態系や人間に及ぼす被害が大きい生物は外来生物法で「特定外来生物」に指定され、飼育・運搬などが厳しく制限されています。府内では、平成27(2015)年に確認されたサクラやモモに被害を与えるクビアカツヤカミキリ、平成29(2017)年に確認されたヒアリなど、32種類が確認されており(令和2(2020)年度末時点)、定着や分布拡大を防ぐ必要があります。本町においても、アライグマやオオクチバス、セアカゴケグモ等の特定外来生物が確認されています。



出典：大阪府「大阪府統計年鑑」

図2-25 大阪府内の生物多様性ホットスポット

※レッドリスト掲載種を含む分類群が多い場所から順に A ランク16か所、B ランク11か所、C ランク28か所、計55か所となっている

6 住民、事業者の環境意識

本町では、住民と事業者を対象に、環境意識を把握するため「忠岡町の環境に関するアンケート調査」を行いました。

令和7(2025)年9月22日から10月15日の期間において、住民1,250人、事業者155社を対象とし、住民508人(回答率40.6%)、事業者44社(回答率28.4%)から回答をいただきました。

本項目では、これらのアンケート結果のうち、今後の環境施策の検討に特に関連する項目を抜粋して掲載しています。なお、アンケートの全設問および回答結果の詳細については、別冊「環境に関するアンケート調査結果報告書」に全文を掲載します。

(1)住民アンケート調査結果

「あなたは環境問題についてどのように考えますか。」という設問では、「自分ができる範囲で取り組みたい」と回答した人が50.8%と最も多く、半数以上の住民が身近な行動による取組を前向きに考えていることが分かりました。次いで「自分にもできることをしたいが、何に取り組むべきかわからない」が18.5%、「自分ができることは積極的に取り組みたい」が12.4%となり、多くの住民が環境保全への関心を持ちながらも、具体的な行動につなげていないことがわかります。

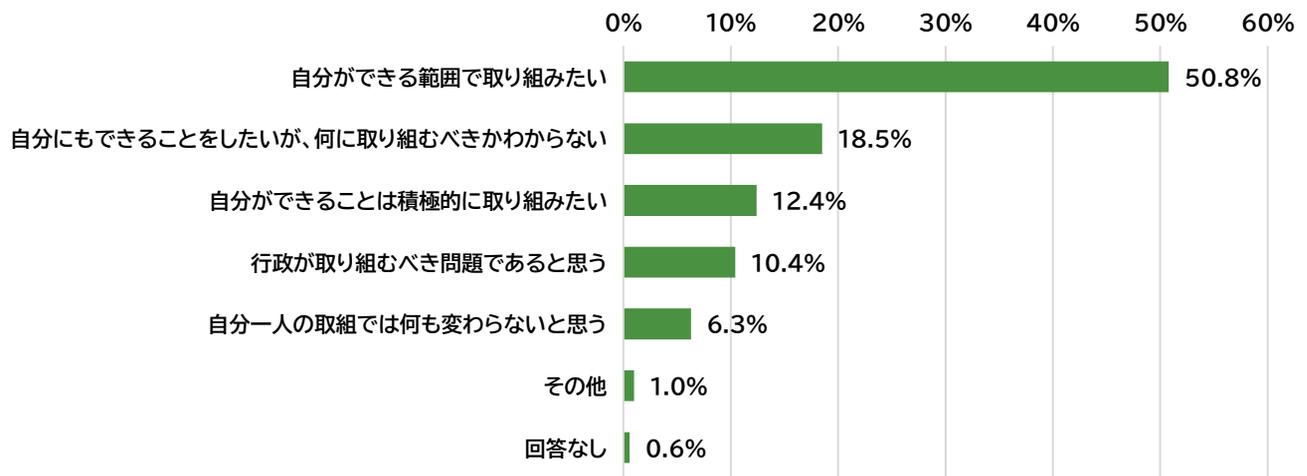


図2-26 環境問題についての考え方【単数回答】

「身近な地域で、ここ数年間でどのような気候の変化による影響が生じていると思いますか。」という設問では、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」の回答が87.8%と最も多くなりました。次いで、「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」(52.6%)や「雨が降らない日が多くなり、水不足といった渇水が増えている」(38.2%)が続き、異常気象の頻発や降水パターンの変化への懸念も広く共有されています。

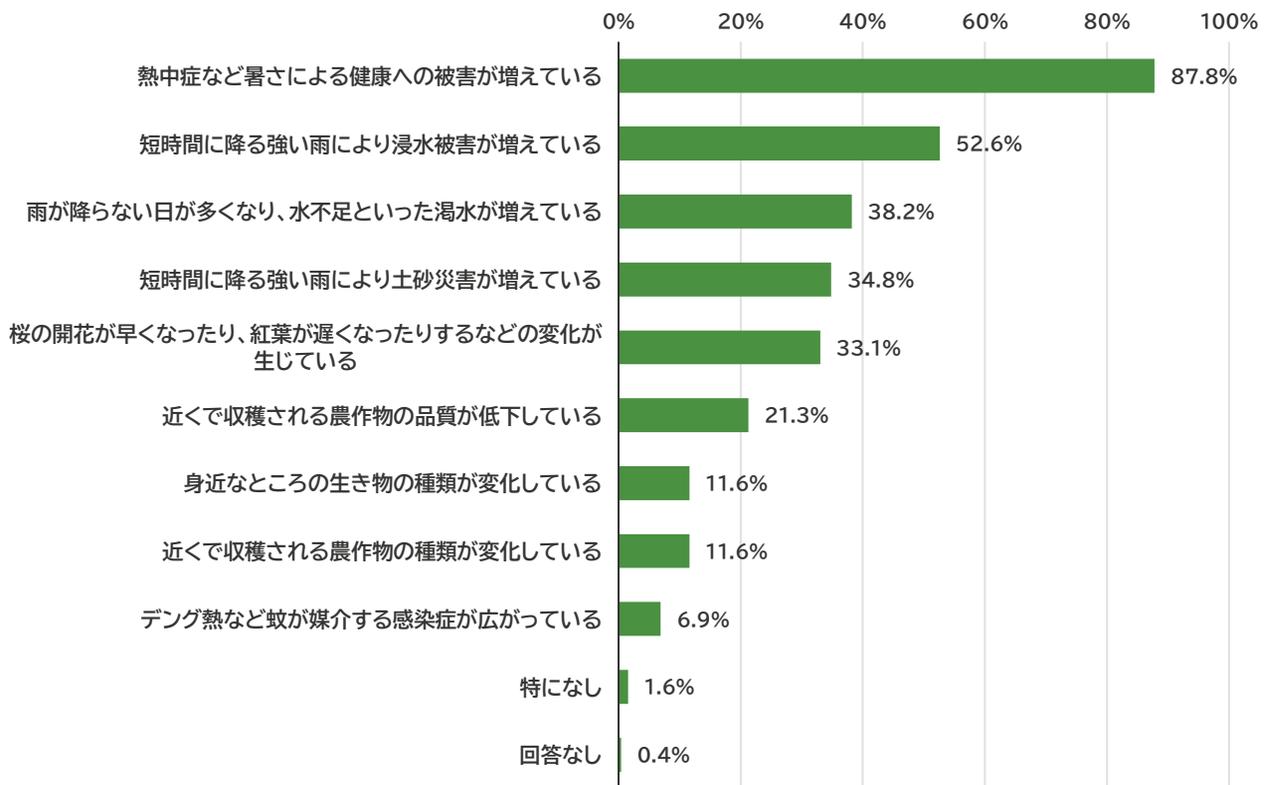


図2-27 身近で感じる気候の変化による影響【複数回答】

「あなたは次の環境に配慮した取組を行っていますか。」という設問では、「ごみやたばこの吸い殻をポイ捨てしない」が93.1%と最も多く、次いで「ごみの分別を心がけている」が90.4%、「買い物時にエコバッグを使用する」が86.4%、「騒音や振動を出さないように近所へ配慮して生活する」が83.5%と続き、日常生活に密接に関連する行動の実践が進んでいることが分かりました。

一方で、「今後取り組みたい」と回答した項目では、「サステナブルファッションや製品を取り入れて使う」が48.4%、「環境に関するイベントや活動に参加する」が47.6%と高く、住民の関心や意欲の高まりがうかがえます。

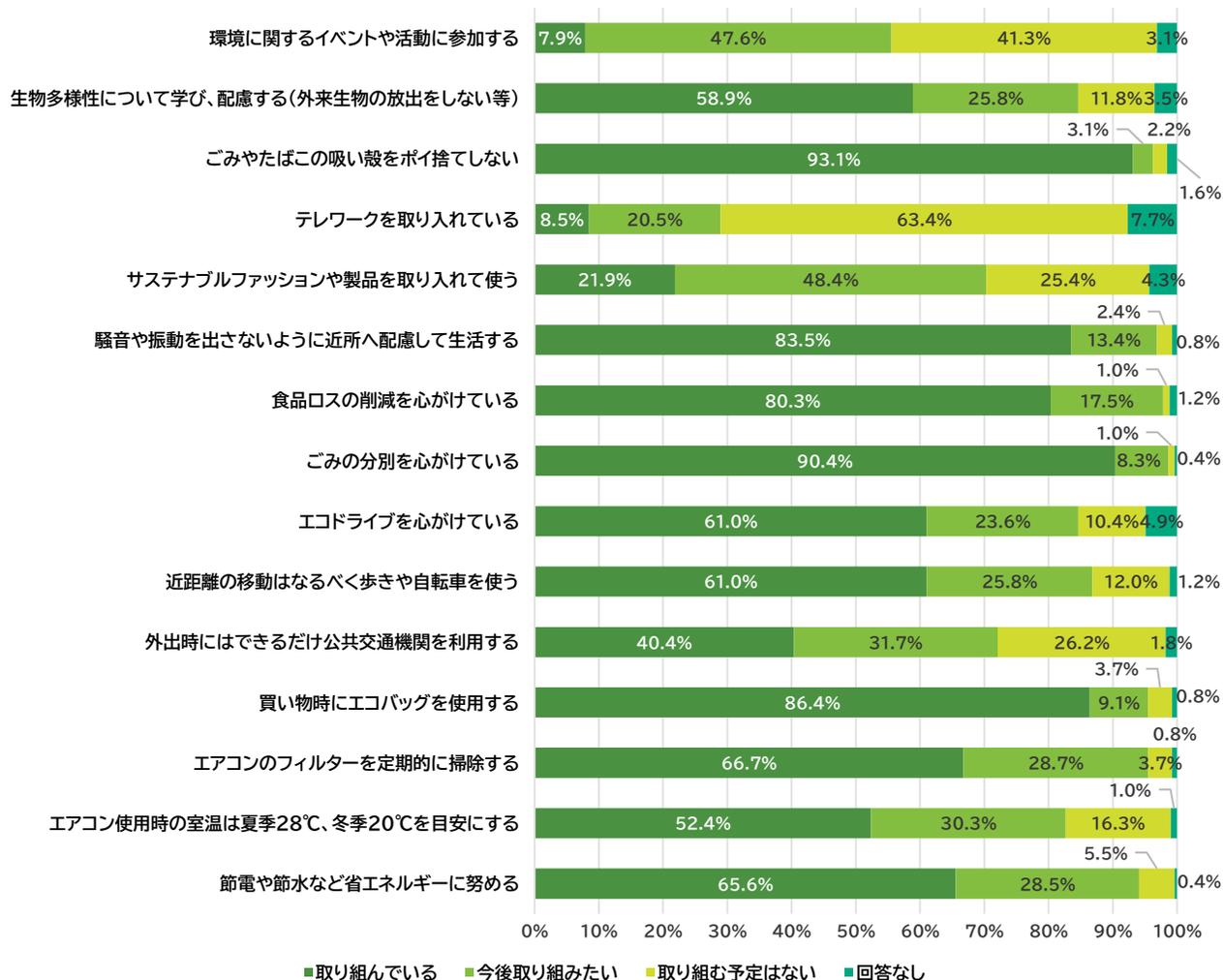
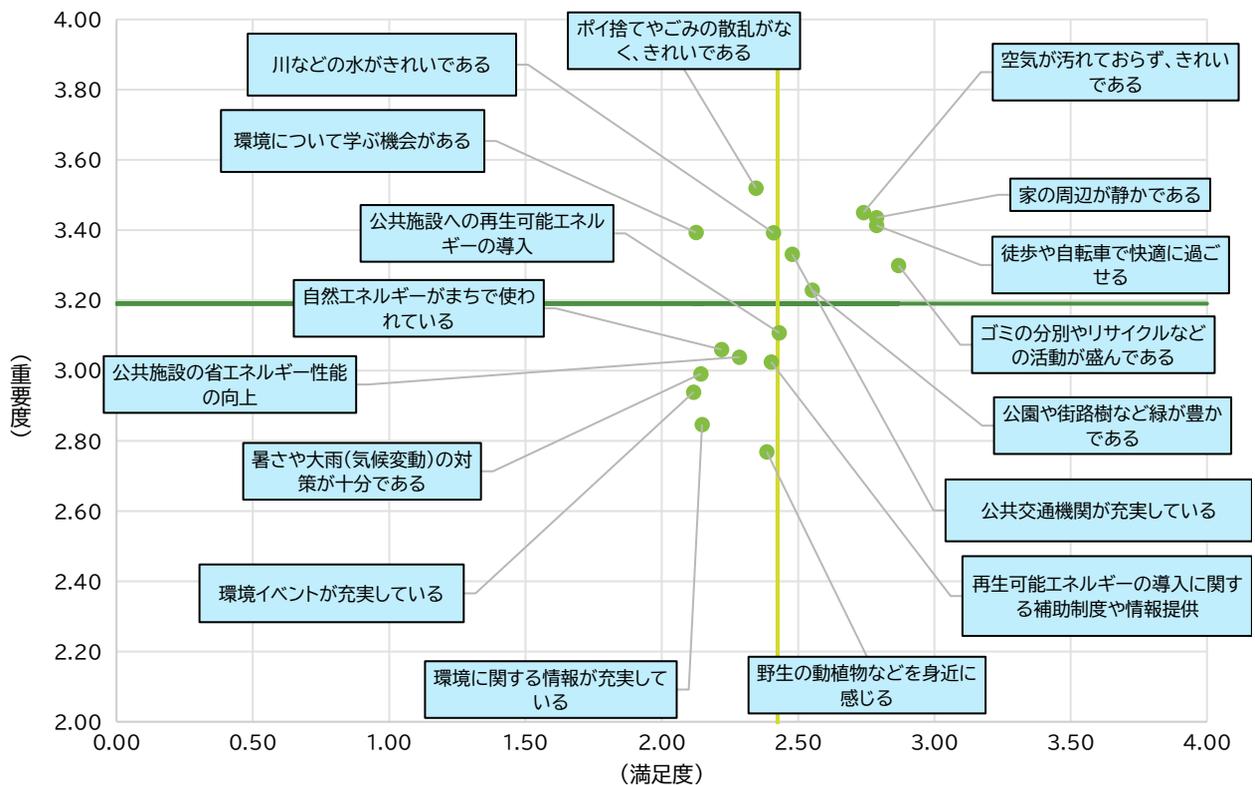


図2-28 環境配慮に関する取組の実践状況【それぞれ単数回答】

「あなたは忠岡町の環境に関する各項目の満足度・重要度について、日ごろどのように感じていますか。」という設問では、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、きれいである」、「環境について学ぶ機会がある」、「川などの水がきれいである」といった項目が、重要度が高く満足度が低い水準となっており、今後の重点的な取組分野であることが分かりました。

満足度が高い項目としては、「ゴミの分別やリサイクルなどの活動が盛んである」、「徒歩や自転車で快適に過ごせる」、「家の周辺が静かである」があり、町の環境整備の成果が一定程度表れているといえます。一方で、「環境に関する情報が充実している」や「環境イベントが充実している」など、情報発信や教育に関する項目は満足度が相対的に低く、住民が環境について理解を深めたり、学んだりする機会が十分に提供されていない状況がうかがえます。



※グラフ中の色付きの線は満足度、重要度それぞれの平均値を示す。

図2-29 忠岡町の環境に関する満足度と重要度の評価【それぞれ単数回答】

(2)事業者アンケート調査結果

事業活動における環境配慮の位置づけについては、「社会的責任の一つ」と回答した事業者が43.2%と最も多く、環境への取組を社会的要請として認識している事業者が多いことが分かりました。次いで「法規制等を遵守するもの」が25.0%となり、法令遵守の観点から取り組む姿勢もうかがえます。一方で、「重要なビジネス戦略の一つ」と位置づけている事業者は4.5%にとどまり、環境配慮を経営戦略の一環として積極的に推進する動きは限定的です。

この結果から、町内事業者では環境配慮を主に社会的責任や法令遵守として捉える傾向が強く、経営的な価値創出や競争力向上と結びつける視点は十分に浸透していないことがうかがえます。

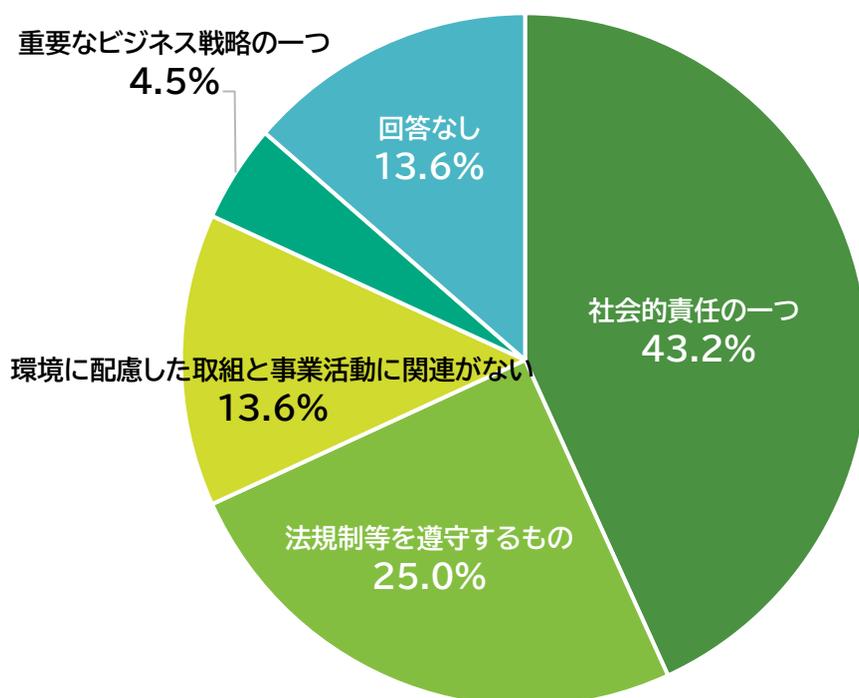


図2-30 環境に配慮した取組をどのように位置づけているか【単数回答】

環境に配慮した取組の実施状況については、「ごみの減量や分別、リサイクルの推進」を「実践済み」と回答した事業所が54.5%と最も多く、町内では廃棄物削減に関する取組が比較的進んでいることが分かりました。次いで「コピー機等 OA 機器の省エネモード設定」が45.5%と高く、日常業務に直結する省エネ・節電関連の取組が多く事業所で定着している様子がうかがえます。一方で、「地域と連携した環境保全活動への参加」や「社員への環境教育」は実施率が低く、「今後取り組みたい」との回答が一定数見られたことから、関心はあるものの実践には至っていない状況が見受けられます。

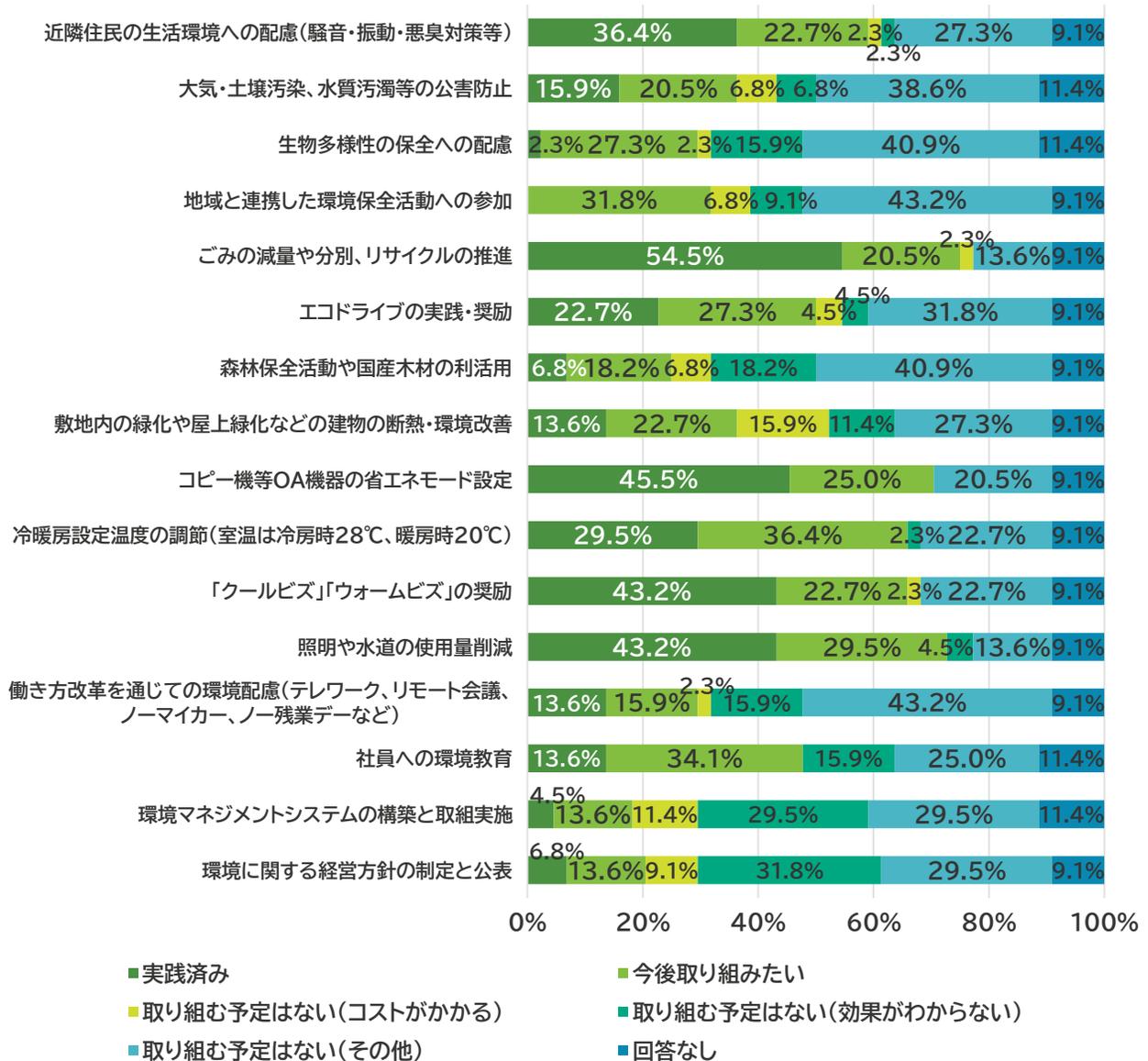


図2-31 事業所における、環境配慮型取組の実施・予定状況【それぞれ単数回答】

環境に配慮した取組を進める上での課題として最も多かったのは「情報の不足」(45.5%)であり、事業者が環境施策や補助制度、具体的な実践方法などに関する情報を十分に得られていない現状が明らかとなりました。次いで「資金の不足」および「ノウハウの不足」がそれぞれ40.9%となり、費用面や技術的知識の不足が取組推進の大きな障壁となっていることが分かります。一方で、「取組の必要性について社内の理解が進まない」(13.6%)、「社会への貢献度が分かりづらい」(13.6%)といった回答は比較的少なく、多くの事業者が環境配慮の必要性自体は認識していることが示されています。

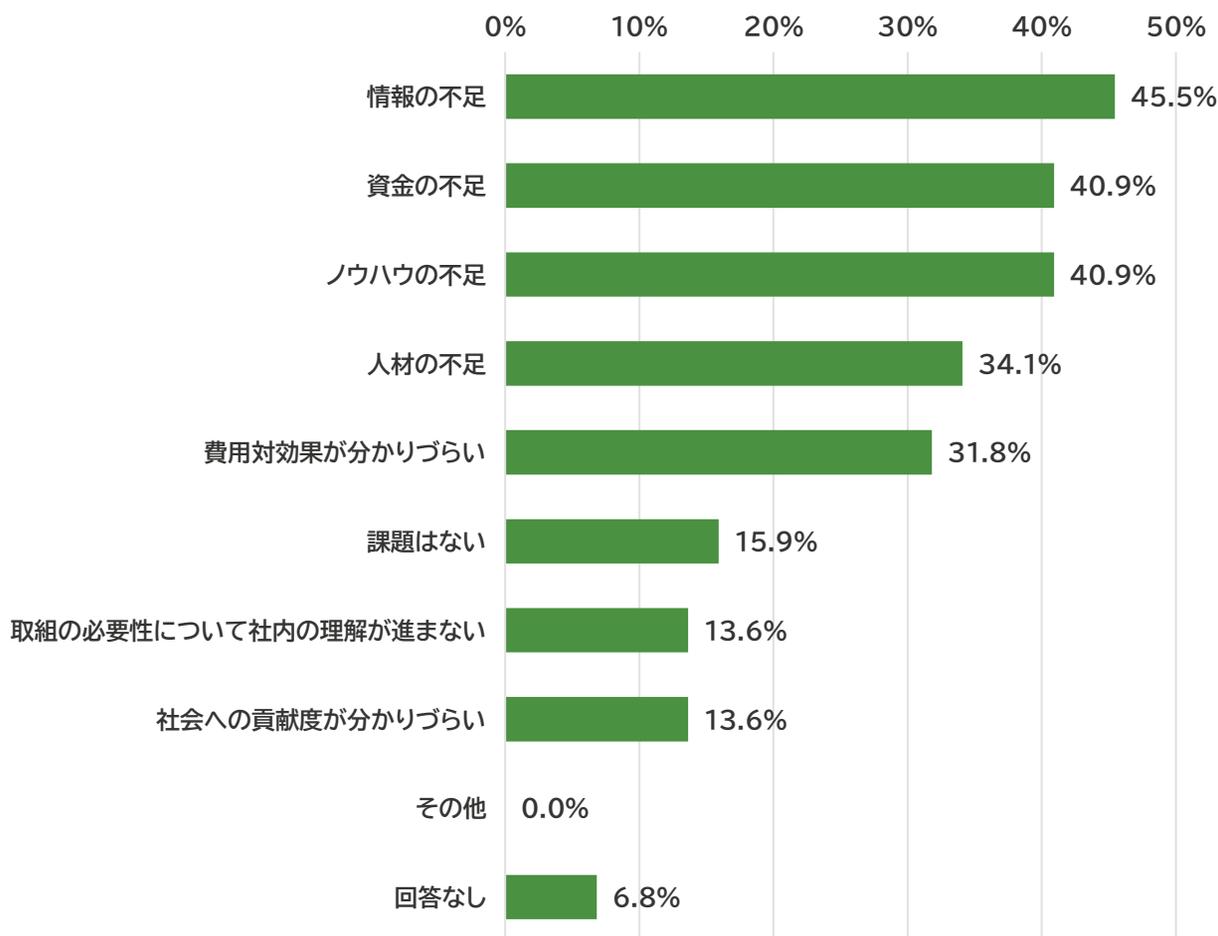


図2-32 事業所における、環境に配慮した取組を進める上での課題【複数回答】

(3)事業者ヒアリング

本町では、アンケート調査に加えて、町内事業者の環境への取組や課題をより具体的に把握するため、事業者ヒアリングを実施しました。

本ヒアリングでは、エネルギー使用量・温室効果ガスが多い町内の主要な事業所(産業部門)、3社を対象とし、省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備の導入状況、今後の取組意向、行政への要望等について聴取しました。

その結果、省エネ法に基づく取組や本町方針に沿った排出量削減目標を掲げており、環境経営への意識は一定程度定着していることが確認されました。一方で、工場単位での省エネ効率化や再エネ導入は、コストや建物構造の制約などから十分に進んでいない実態も明らかになりました。

また、太陽光発電設備については、建物の耐荷重や採算性を理由に導入制約がある一方、ペロブスカイト太陽電池などの新技術に関心を示す事業者もありました。

排出量管理の面では、温室効果ガス排出量の算定やエネルギーマネジメントシステム(EMS)の導入を進める事業者も存在し、国の削減目標(2030年50%削減、2050年カーボンニュートラル)を意識した管理体制が構築されつつあります。環境教育や地域貢献にも積極的な姿勢がみられ、町内での環境学習やリサイクル活動への協力意向を持つ事業者もあることが分かりました。

一方で、企業からは「設備更新や再エネ導入を進める上でのコスト負担が大きい」「補助金・支援制度の情報が分かりにくい」といった意見もあり、行政による情報提供や資金面の支援が求められています。

これらのヒアリング結果は、今後の産業部門における施策や事業者支援策の検討に活かしていきます。

7 忠岡町の環境課題

町の環境の現状分析及び住民アンケートや事業者アンケートから得られた意見を踏まえて、本町の環境分野の課題を以下のとおり整理します。

	現状分析	課題
1 地域特性	自動車保有台数は微増傾向にあり、府の平均と比較しても移動時の自家用車への依存度が高い	①公共交通機関や自転車利用の利用促進
	町域はコンパクトであり、森林もないため、緑が少ない	②緑の保全と創出
2 地球環境	府の年平均気温は100年で2.1℃上昇しており、猛暑日も増加している。	③暑熱への対策
	産業部門及び運輸部門における二酸化炭素排出量が、他部門と比較して多い※ 太陽光発電のポテンシャルが高い※	④省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの普及拡大 ④省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの普及拡大
3 資源循環	住民一人一日当たりのごみ排出量は全国、府の平均と比較して少ないものの、資源化、リサイクルの進捗が横ばい傾向であり、向上の余地がある	⑤資源化・リサイクルの推進 ⑥ごみの適正処理の推進
4 生活環境	不法投棄やペットマナー等の生活環境の苦情件数は40～50件程度発生している	⑪快適な都市空間の創造
	自動車騒音について、一部環境基準を超過している区間、時間がある	⑦環境監視の実施
	河川の水質は環境基準を満たしているが、海域については環境基準を超過している	⑦環境監視の実施
5 自然環境	まとまりのある自然林等はなく、人口一人当たりの都市公園面積は府の平均、近隣市と比較しても低い	②緑の保全と創出
	大津川河口は大阪府生物多様性ホットスポットとして選定されており、生物多様性の保全が求められている	⑧生物多様性の保全
	特定外来生物が確認されている	⑨外来種への対策
6 環境意識	身近な気候の変化による影響では、熱中症など暑さによる健康被害や、浸水被害について懸念する声が多い	③暑熱対策 ⑩自然災害への対策
	町の環境に関する重要度が高く、満足度が低い項目は、「ポイ捨てやごみの散乱がなくきれいである」、「川などの水がきれいである」、「環境について学ぶ機会がある」である	⑪快適な都市空間の創造
		⑫環境保全活動の支援
		⑬環境学習機会の確保
	事業者の環境に配慮した取組では、「地域と連携した環境保全活動への参加」や「社員への環境教育」は実施率が低い	⑫環境保全活動の支援
事業者が環境に配慮した取組を進める上での課題は、情報の不足が最も多く、次いで資金の不足であった	⑭環境に関する情報の提供	

※別冊「忠岡町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」参

1 環境の将来像

本町は、日本一面積の小さなまちでありながら、産業が栄え、住宅地も多く、人が集うまちとなっています。

住民アンケートで「あなたは将来の忠岡町の環境がどのような状態であることを望みますか」という質問の結果を見ると、「きれい」「美しい」「安心」「安全」「自然」「豊か」といった言葉が多く見られ、住みやすく、自然と共生する美しいまちへの期待が表れています。

また、「ポイ捨て」「ごみ」「クリーン」といった言葉からは、身近な環境美化を通じて“きれいなまち”を守りたい、「子ども」「学ぶ」「考える」といった言葉からは、次世代が環境を学び、行動できるまちづくりへの関心も示されています。

国の「第六次環境基本計画」(令和6(2024)年5月)では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

本町においても、これらの考え方にに基づき、環境の将来像を「美しく 豊かで 住みつづけられるまち ただおか」とし、環境施策を住民・事業者・行政が一体となって推進することで、美しいまちを未来へつなぎ、ひいては住民のウェルビーイングの実現を目指します。



2 基本目標

環境の将来像の実現に向けた具体的な取組を進めるため、次のとおり5つの基本目標を定めま
す。

基本目標1 脱炭素社会の構築

地球温暖化を防止するため、2050年までに町内の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成し、「脱
炭素社会」の実現に貢献します。町の事務及び事業における温室効果ガス排出量について率先的
に削減します。

基本目標2 気候変動に強いまちづくり

気候変動の影響により、今後も猛暑日や集中豪雨が増加することが予測されます。このような影
響から住民や来訪者を守り、誰もが安全、安心で健やかに活動ができる環境と災害に強いまちを
目指します。

基本目標3 循環型社会の形成

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動から、有限な資源を効率的・循環
的に利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を通じて、環境に負荷をかけない、持続
可能なまちを目指します。

基本目標4 生活環境の保全

安全、安心で快適な生活環境を整えるために、公害防止やまちの美化に取り組むとともに、地域
のみどりや自然の保全・創出を行い、人々の憩いや安らぎの場を形成することで、住み続けたいま
ちを目指します。

基本目標5 環境学習の推進

環境教育・環境学習の機会を提供し、次世代により良い環境を継承するために、一人ひとりが環
境問題を“自分ごと”としてとらえ、自ら進んで環境にやさしい暮らし方や働き方を実践するまちを
目指します。

3 施策体系

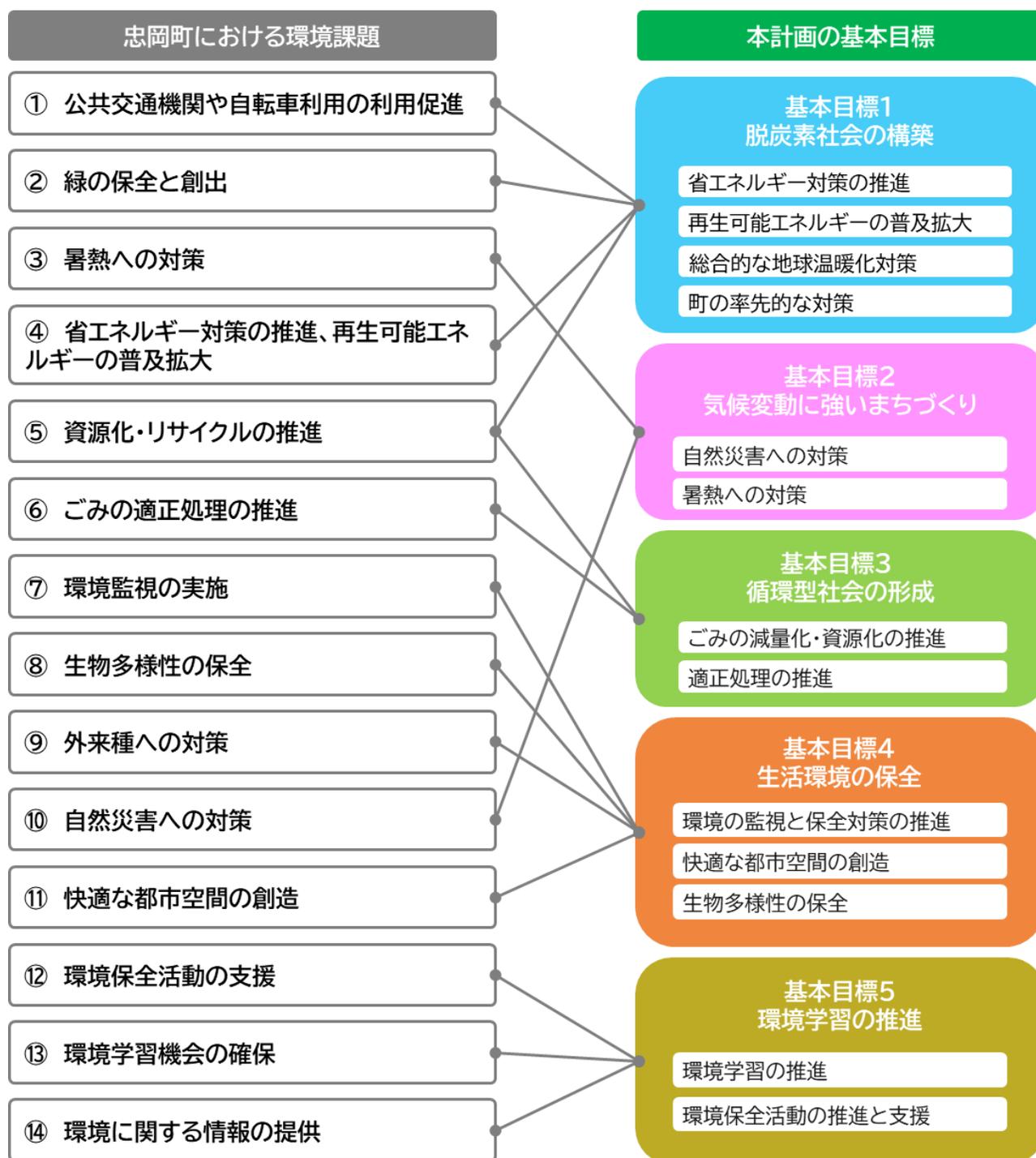
前項で掲げた5つの基本目標ごとに、次のとおり施策を推進します。

【貢献するSDGs】



将来像	基本目標	施策の方向性	施策の内容
美しく豊かで住みつけられるまち ただおか	基本目標1 脱炭素社会の構築	省エネルギー対策の推進	暮らしにおける省エネルギー対策/事業活動における省エネルギー対策/地域における省エネルギー対策
		再生可能エネルギーの普及拡大	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入/町内への再生可能エネルギー導入・活用推進
		総合的な地球温暖化対策	吸収源対策/ごみの減量化・資源化の促進/基盤的施策の推進
		町の率先的な対策	日常業務に関する地球温暖化対策の推進/施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進
	基本目標2 気候変動に強いまちづくり	自然災害への対策	防災に関する情報の発信/災害対応体制の充実/都市の防災機能の強化
		暑熱への対策	熱中症予防の推進/ヒートアイランド対策の推進
	基本目標3 循環型社会の形成	ごみの減量化・資源化の推進	住民との協働による取組の推進/食品ロス対策の推進/ごみの分別の推進
		適正処理の推進	公民連携によるごみ処理/不適正処理・不法投棄への対応/災害時の適切な廃棄物処理
	基本目標4 生活環境の保全	環境の監視と保全対策の推進	環境モニタリングの実施/公害防止及び環境保全対策の実施
		快適な都市空間の創造	公園、緑地の整備/水辺環境の保全と整備/住環境の整備/まちの環境美化推進
		生物多様性の保全	生物多様性に関する普及啓発/動植物の生息、生育環境の保全/外来種への対策
	基本目標5 環境学習の推進	環境学習の推進	環境学習の機会確保/環境情報の提供
		環境保全活動の推進と支援	人材・団体の育成/協働の体制と仕組みづくり

5つの基本目標と、前章において整理した環境分野の課題との関連性について、以下のとおり整理します。



第4章

施策の展開

前章で掲げた5つの基本目標ごとに、住民、事業者、行政の各主体の役割、成果指標と目標値を設定して施策を計画的に展開します。

基本目標1 脱炭素社会の構築

【貢献するSDGs】



地球温暖化を防止するため、2050(令和32)年までに町内の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献します。

また、町の事務及び事業における温室効果ガス排出量について率的に削減します。

基本目標	施策の方向性	施策の内容
基本目標1 脱炭素社会 の構築	省エネルギー対策の推進	・暮らしにおける省エネルギー対策 ・事業活動における省エネルギー対策 ・地域における省エネルギー対策
	再生可能エネルギーの普及拡大	・公共施設等への率的な再生可能エネルギー導入 ・町内への再生可能エネルギー導入・活用推進
	総合的な地球温暖化対策	・吸収源対策 ・ごみの減量化・資源化の促進 ・基盤的施策の推進
	町の率的な対策	・日常業務に関する地球温暖化対策の推進 ・施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進

施策の方向性と各主体の役割

(1) 省エネルギー対策の推進

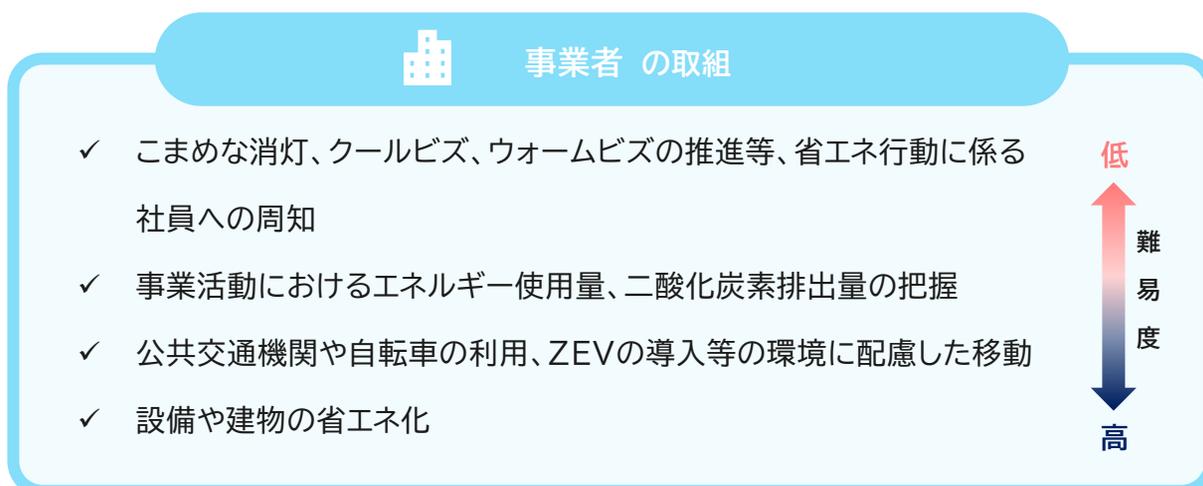
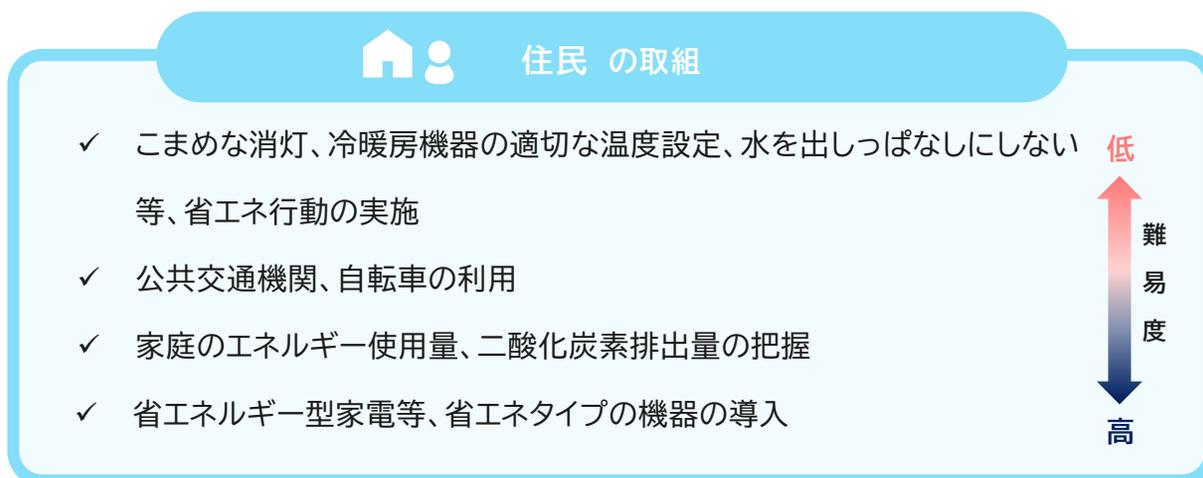
脱炭素の実現に向けて、エネルギー消費量を減らす、省エネルギー対策を実施します。

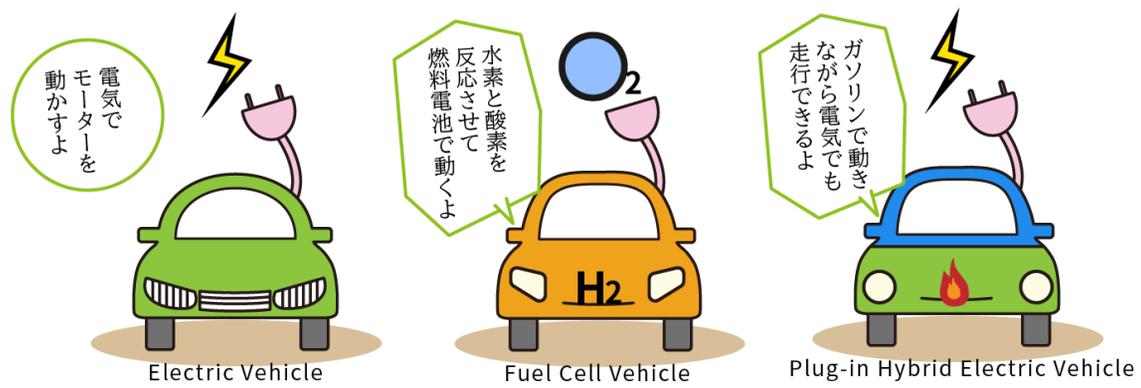
省エネルギー性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。

■ 町の役割

暮らしにおける省エネルギー対策
住民に対して、省エネルギー性能に優れた住宅や機器の普及啓発を進めるとともに、適切な省エネ手法を取り入れられるよう情報提供を行うことで、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。
事業活動における省エネルギー対策
事業者に対して、省エネ性能に優れた建築物及び設備についての情報提供、普及啓発を行うことにより、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の自主的な把握や計画的な削減を行う脱炭素経営への移行を促進します。
地域における省エネルギー対策
公共交通機関や自転車など、環境負荷の少ない移動手段の利用を促進するとともに、再エネの導入と併せて ZEV(ゼロエミッション・ビークル) [※] 等の次世代自動車の導入について普及啓発を行います。

※ ZEV:「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等のこと。





出典：環境省ホームページ「Let's ゼロドラ!!」

図4-1 EV、FCV、PHVの特徴

コラム：省エネ製品買換ナビゲーション しんきゅうさん



本システムは、携帯電話やパソコンを利用して、店頭や自宅等で省エネ製品への買換えによるCO₂削減効果やランニングコストの低減効果などを簡単に把握できるシステムで、家庭での消費電力量の最も多い、エアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビ、温水洗浄便座の5品目を対象としています。



出典：環境省「デコ活」

(2)再生可能エネルギーの普及拡大

地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出せず、枯渇することのない再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、自家消費を促進し、自立・分散型のエネルギーシステムを構築することで、災害に強く、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

■ 町の役割

公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入
公共施設において、太陽光発電設備及び蓄電池の導入を推進するとともに、設備の導入が難しい施設等においては、再生可能エネルギー由来電力の導入を検討します。また、次世代太陽光発電 [※] 等の先進技術や、廃熱や地中熱等の未利用のエネルギーについて、情報を収集し活用について検討します。
町内への再生可能エネルギー導入・活用推進
住民や事業者に向けて、再生可能エネルギー設備及び再生可能エネルギー由来電力の導入を促進するため、国や府と連携して情報提供に努めるとともに、導入に係る支援策について検討します。

※ 次世代太陽光発電：従来の太陽光パネルと比べて、薄くて軽く、柔軟で設置場所の制約を少なくした太陽電池の総称。

住民 の取組

- ✓ 再生可能エネルギー由来電力プランへの切替
- ✓ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入

低

↑

高

難
易
度

事業者 の取組

- ✓ 再生可能エネルギー由来電力プランへの切替
- ✓ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入
- ✓ 未利用エネルギーや次世代太陽光発電等の情報収集及び導入検討

低

↑

高

難
易
度

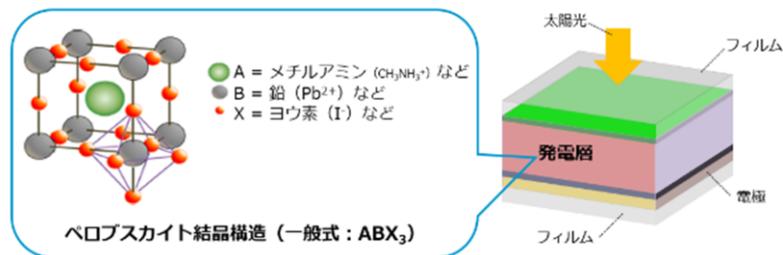
コラム:様々な再生可能エネルギー

ペロブスカイト太陽電池

太陽電池というと、黒い大型のパネルが土地や屋根等に設置されている光景が思い浮かぶと思いますが、これらの多くは、「シリコン系太陽電池」と呼ばれるもので、発電層がシリコンできており、現在最も普及している太陽電池です。

これらは重量があり、設置場所が限られているため、普及に課題がありました。

一方、「ペロブスカイト」は、図のような形態の構造をしているもので、薄くて軽く、柔軟であるため、これまでの技術では設置が難しかった場所にも導入ができるものとして期待が高まっています。



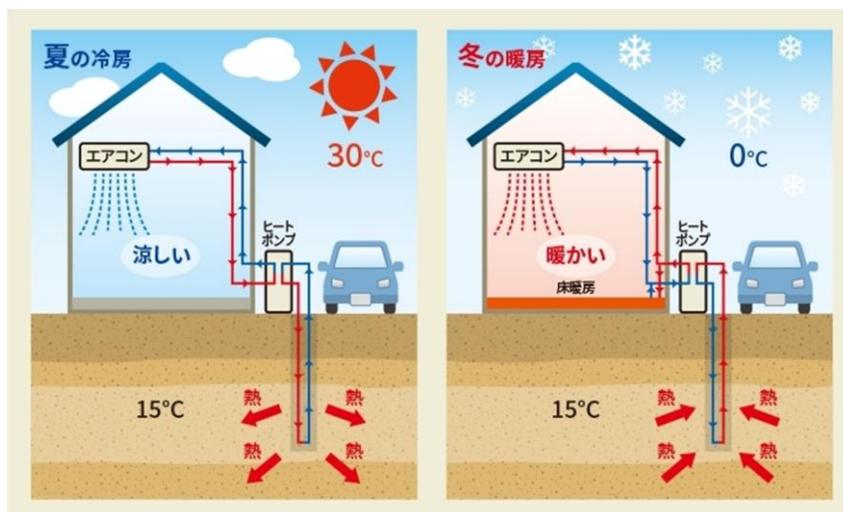
出典: 経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ「日本の再エネ拡大の切り札、ペロブスカイト太陽電池とは? (前編) ~今までの太陽電池とどう違う?」

地中熱

地中熱とは、私たちの足元にある再生可能エネルギーです。

地中の温度は一定であり、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴があり、この温度差に着目して、効率的に熱エネルギーの利用を行っているのが地中熱です。また、排熱を大気中に放出しないためヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。

既に普及が進んだ国に比べると、日本での本格的な普及はまだこれからですが、これからますますの普及が期待される再生可能エネルギーです。



出典: 環境省ホームページ「地中熱とは?」

(3)総合的な地球温暖化対策の推進

脱炭素の実現に向け、緑化等による吸収源対策や廃棄物対策など、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、区域施策編においては、脱炭素化の取組を支える横断的な取組として「基盤的施策の推進」を位置付けましたが、これらの取組は、町民・事業者の理解と行動を促し、各分野における施策の実効性を高める基礎となるものであることから、本計画では「基本目標5 環境学習の推進」に集約します。

■ 町の役割

吸収源対策
「忠岡町みどりの基本計画」に基づき、公共施設やまちなかの緑化の推進に努めます。また、森林環境譲与税を活用した木材利用・普及啓発を推進することにより、二酸化炭素貯蔵の促進や木と触れ合う機会の創出を図ります。
ごみの減量化・資源化の促進
廃棄物の排出抑制や、ごみの適切な分別について普及啓発を行い、ごみの減量化・資源化を促進します。また、家庭における食品ロスの削減のため、既存の生ごみ処理機購入への助成を継続するとともにその他の取組みについても検討します。

住民 の取組

- ✓ 住民や行政等が行う環境保全活動や環境イベント等への積極的な参加や協力
- ✓ 敷地内の緑化
- ✓ 新築・改築の際は木材を積極的に利用

↑ 低
難
易
度
↓ 高

事業者 の取組

- ✓ 事業者が有する環境保全技術や関連施設の情報提供等による、地域の環境学習への協力
- ✓ 環境に関する研修会や講習会への積極的な参加
- ✓ 森林保全活動への積極的な参加や支援
- ✓ 新築・改築の際は木材を積極的に利用

↑ 低
難
易
度
↓ 高

(4)町の率先的な対策

脱炭素の実現に向けた町の率先行動として、「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」に基づき、職員の日常業務における省エネ行動や、公共施設や設備機器の保守管理・運用改善を推進します。

■ 町の役割

日常業務に関する地球温暖化対策の推進
職員の日常業務において、空調温度の最適化や不必要な照明の消灯等による節電、ペーパーレス化や事務用品の再利用等による廃棄物の削減、公用車利用の抑制など率先した省エネ行動に努めます。
施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進
LED 照明などの少ないエネルギーで従来の機器と同等以上の働きをする高効率機器の導入により、エネルギー使用量の削減に努めます。また、公共施設への太陽光発電設備導入や、再生可能エネルギー由来電力の調達について検討するとともに、公用車の更新時には、環境負荷の少ない車両の導入に努めます。

成果指標と目標値

基本目標1にかかる成果指標は、別冊「忠岡町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の第5章に掲げる「二酸化炭素排出量削減目標」「再生可能エネルギー導入目標」、及び「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」の第3章に掲げる「温室効果ガス排出量削減目標」に準じるものとします。

本計画の進捗管理にあたっては、各目標の達成状況を適切に反映するものとします。

基本目標2 気候変動に強いまちづくり

【貢献するSDGs】



気候変動の影響により、今後も猛暑日や集中豪雨が増加することが予測されます。このような影響から住民や来訪者を守り、誰もが安全、安心で健やかに活動ができる環境と災害に強いまちを目指します。

基本目標	施策の方向性	施策の内容
基本目標2 気候変動に強いまちづくり	自然災害への対策	・防災に関する情報の発信 ・災害対応体制の充実 ・都市の防災機能の強化
	暑熱への対策	・熱中症予防の推進 ・ヒートアイランド対策の推進

施策の方向性と各主体の役割

(1) 自然災害への対策

近年、集中豪雨等による浸水被害や土砂災害が増加しています。短時間に降る大雨は今後も増加することが予測されており、本町においても水害リスクに備える必要があります。

■ 町の役割

防災に関する情報の発信
洪水、内水、高潮等の水害ハザードマップ、総合防災マップを作成・配布し、災害時の避難行動等の普及啓発を行います。また、「ただおかメール」「エリアメール」「緊急速報メール」により、避難情報や避難所開設情報等の緊急情報の配信を行うとともに、携帯電話・スマートフォンでの情報取得ができない方向けには、自宅の固定電話に自動音声またはファックスでお知らせする「忠岡町防災電話・ファックス配信サービス」により情報を発信します。
災害対応体制の充実
発災時に迅速に対応するため、周辺自治体と連携し、災害時の情報収集や消防、避難所利用などの体制の充実に努めるとともに、事業者との災害協定締結による物資提供、インフラ供給の充実に努めます。また、災害を想定し、水防訓練や避難訓練、自主防災組織の自主訓練の指導など、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施します。

都市の防災機能の強化

一時避難場所等に通じる避難路となる道路の、適切な維持補修に努めます。また、大阪広域水道企業団と連携し、断水・減水・下水道施設の機能低下等防止のための上下水道施設設備の強化と保全に努めます。

わが家の防災マップを作しましょう

自宅周辺の危険な道路や老朽化した看板等、町歩きをして確認したことを地図に書いておきましょう。

例

① 家族で決めた避難場所の位置を確認しましょう。
 ② 自宅と避難場所が入る範囲の地図（道路や河川、線路等）を書きましょう。
 ③ 避難場所や家族の集合場所等を書きましょう。
 ④ 地震や大雨のときに危険になりそうな箇所（水溜りや橋、ブロック壁等）を書きましょう。
 ⑤ 避難ルートを書きましょう。通行できない場合に備えて複数のルートを検討しておきましょう。

忠岡町総合防災マップ P13-25 参照

忠岡町

総合防災マップ

内水・洪水 高潮 地震 津波

大切に保管してください！

大雨による洪水や内水氾濫、台風の影響による高潮、大地震の発生による津波等、皆さんが住まいの地域でも浸水被害や建物被害が発生する危険性があります。

この総合防災マップは、皆さんが各種災害の危険性を把握し、災害時に適切な防災行動をとっていただくことを目的とし、作成したものです。

発行 忠岡町 町長公室 危機管理課
 〒595-0805 大阪府東北区忠岡町忠岡東1丁目34番1号 TEL: 0725-22-1122 令和4年3月作成

出典：忠岡町総合防災マップ（令和4年3月作成）

図4-2 忠岡町総合防災マップ

 住民 の取組

- ✓ 町のホームページから地域の洪水等ハザードマップや防災拠点の把握
- ✓ 防災訓練や防災に係るイベントへの参加
- ✓ 備蓄品の適量確保



低
難
易
度
高

 事業者 の取組

- ✓ 備蓄品の適量確保
- ✓ 防災訓練の実施
- ✓ BCP(事業継続計画)の策定、運用



低
難
易
度
高

(2)暑熱への対策

猛暑日や熱帯夜の増加により、熱中症のリスクが高まり、住民生活や事業活動にも影響を与えています。また、都市部では郊外と比べて気温が高くなるヒートアイランド化の加速が懸念されており、本町においても対策を行う必要があります。

■ 町の役割

熱中症予防の推進
熱中症の予防・対策のため、国や府、民間企業等と連携し、情報提供や啓発活動を行います。また、一時的に暑さをしのぐ場所として、どなたでも涼みながら休むことができる「クーリングシェルター」※の指定を推進します。
ヒートアイランド対策の推進
市街地特有の気温上昇(ヒートアイランド)を防止するため、大阪府の「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」に基づき、1,000㎡以上の敷地において建築物を新築、改築又は増築する際には、当該建築物及びその敷地について緑化を行うことが義務付けられており、これら制度等の周知に努め、民有地の緑化を推進します。また、公共施設内のみどりの充実に努め、町全体で豊かなみどり環境の形成を図るとともに、道路や家の周りに水を撒くことで涼をとる打ち水について、普及啓発を行います。

※クーリングシェルター：熱中症特別警戒アラートが発表された際に、自治体が開放する冷房完備の一時的な避難施設



住民 の取組

- ✓ こまめに水分・塩分をとる、室内を涼しく保つ等、熱中症対策の実施
- ✓ 町のホームページ等からまちなかの「涼み処」を把握する
- ✓ 打ち水の実施
- ✓ 緑のカーテンの設置



事業者 の取組

- ✓ クールビズの実施
- ✓ 従業員への熱中症対策の実施
- ✓ 休憩場所(クーリングシェルター等)の整備
- ✓ 屋上や壁面、床等の工事による施設の断熱性を向上、耐熱性の高い端末の採用



出典：忠岡町ホームページ「熱中症対策の「涼み処」について」

図4-3 忠岡町内の涼み処

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値	施策の方向性 との対応
防災訓練等参加者数	415 (令和6年度)	639 (令和12年度)	(1)自然災害への対策
各種災害協定の締結数	74 (令和7年度)	85 (令和12年度)	(1)自然災害への対策
「クーリングシェルター」の 設置か所数	2 (令和7年度)	5 (令和12年度)	(2)暑熱への対策

基本目標3 循環型社会の形成

【貢献するSDGs】



使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済活動から、有限な資源を効率的・循環的に利用する循環経済(サーキュラーエコノミー※)への移行を通じて、環境に負荷をかけない持続可能なまちを目指します。

※サーキュラーエコノミー：廃棄物を最小限とし、資源を効率的に循環させ、持続可能な社会とともに経済成長も目指す経済システム

基本目標	施策の方向性	施策の内容
基本目標3 循環型社会 の形成	ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民との協働による取組の推進 ・食品ロス対策の推進 ・ごみの分別の推進
	適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携によるごみ処理 ・不適正処理・不法投棄への対応 ・災害時の適切な廃棄物処理

施策の方向性と各主体の役割

(1)ごみの減量化・資源化の推進

5R(Refuse(リフューズ):断る、Reduce(リデュース):発生抑制、Reuse(リユース):繰り返し使う、Repair(リペア):修理する、Recycle(リサイクル):再生利用)の推進により、ごみ排出量の抑制、減量化、資源化を図ります。

■ 町の役割

住民との協働による取組の推進
ごみの減量化・資源化等の推進に関する施策について、エコクラブやボランティア等と協力し、住民のごみに関する意識の向上に努めます。また、ものを長く使う、繰り返し使うことを促すよう広報啓発を行い、使い捨て商品の使用抑制を図るとともに、マイバックの使用によるレジ袋の削減を呼び掛け、過剰包装由来の廃棄物の削減を推進します。
食品ロス対策の推進
家庭用生ごみ処理機助成制度の拡充のために、活用できる基金等の創設を検討し、安定して継続できる制度の運営を図ります。また、食品ロス削減に有効となる、飲食店と連携したキャンペーンやイベント、啓発活動、広報資料の配布等の取り組みについて、国や府の事業と連動して広報周知に努めます。

ごみの分別の推進

町内全域を対象とした戸別収集方式を継続し、さらなる排出抑制、資源化促進のため、正しい分別・出し方の普及啓発を行います。また、廃プラスチック類の資源化促進のため、分別区分や回収方法を検討するとともに、一般家庭ごみに含まれる再生利用可能な紙類を集団回収に誘導し、資源化率の向上を図ります。



住民の取組

- ✓ ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時等の排出ルールへの順守
- ✓ 古紙類リサイクルへの協力
- ✓ 詰め替え商品や繰り返し使用可能な容器を用いた商品の選択
- ✓ 必要な分だけ購入する、「てまえどり」等、食品ロス削減に取り組む
- ✓ レンタル、リース、中古品の活用
- ✓ 生ごみ処理器や堆肥化容器の活用
- ✓ 使わなくなった衣類や本、家具などを、フリーマーケットやリサイクルショップへ持ち込む



事業者の取組

- ✓ 事業系ごみに含まれる資源物の分別の徹底
- ✓ 会議資料のペーパーレス化
- ✓ マイボトルやエコバック等の利用を奨励し、使い捨て商品の提供・使用を減らす
- ✓ 再生プラスチックや再生紙など、再生資源を利用
- ✓ 過剰包装の抑制
- ✓ ごみの排出を抑制するため、製造業における原材料の選択や製造工程の工夫等の取組
- ✓ 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造・販売



(2)適正処理の推進

安全で適正なごみ処理を行うため、住民・事業者にルールを順守した排出を求めるとともに、効率的で安定した収集・運搬・中間処理・最終処分までの実施体制を継続できる取組を行います。

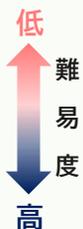
■ 町の役割

公民連携によるごみ処理
持続可能なごみ処理を目指し、(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に基づくごみ処理事業を推進します。
不適正処理・不法投棄への対応
住民・事業者に対し、町ホームページや広報紙等を通して適正処理への協力を呼びかけ、意識向上を図るとともに、不法投棄等を目撃した場合に通報していただくような協力体制を構築します。また、雑草が放置された空き地など、不法投棄が多発しがちな特徴を持つ土地においては、土地所有者への注意喚起を行い、不法投棄の防止に努めます。
災害時の適切な廃棄物処理
「忠岡町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生後、災害廃棄物等を速やかに適正かつ円滑に処理します。



住民 の取組

- ✓ ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時等の排出ルールの順守
- ✓ 排出禁止物(家電リサイクル法対象物等)の適正な処理



事業者 の取組

- ✓ 排出事業者における事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理の実施
- ✓ 排出事業者及び処理業者の町の施策への積極的な協力



成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値	施策の方向性 との対応
ごみの総排出量	5,160.83t (令和6年度)	4,821.69t ※1 (令和12年度)	(1)ごみの減量化・資源化の 推進
一人一日当たりのごみ排出量	867.7g/人日 (令和6年度)	808.9g/人日 ※1 (令和12年度)	(1)ごみの減量化・資源化の 推進
ごみの資源化率	19.8% (令和6年度)	30.3% ※1 (令和12年度)	(1)ごみの減量化・資源化の 推進
不法投棄の通報件数※2	4 (令和6年)	0 (令和12年)	(2)適正処理の推進

※1 忠岡町一般廃棄物処理基本計画－改訂版－(令和5年3月)より

※2 忠岡町事務報告より

基本目標4 生活環境の保全

【貢献するSDGs】



安全、安心で快適な生活環境を整えるために、公害防止やまちの美化に取り組むとともに、地域のみどりや自然の保全・創出を行い、人々の憩いや安らぎの場を形成することで、住み続けたいまちを目指します。

基本目標	施策の方向性	施策の内容
基本目標4 生活環境の 保全	環境の監視と保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリングの実施 ・公害防止及び環境保全対策の実施
	快適な都市空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地の整備 ・水辺環境の保全と整備 ・住環境の整備 ・まちの環境美化推進
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する普及啓発 ・動植物の生息、生育環境の保全 ・外来種への対策

施策の方向性と各主体の役割

(1) 環境の監視と保全対策の推進

国や府と連携して町内の大気や水質などの環境モニタリングを継続して行い、その状況把握と住民や事業者への情報提供を行います。

また、良好な生活環境を守るため、公害防止や環境保全対策の取組を推進します。

■ 町の役割

環境モニタリングの実施
本町で行う調査結果と併せて、国、府及び他自治体による既往の分析データ等を収集し、町における環境の状況について、「忠岡町環境白書」として取りまとめ、公表します。
公害防止及び環境保全対策の実施
騒音・振動・悪臭に関する規制等についての周知啓発、事業所等からの届出や報告による状況把握に努め、適宜指導を行うとともに、開発行為については環境保全に配慮するよう指導します。また、ネズミや害虫の駆除、ペット飼養マナーの向上などについて、広報啓発に努めます。



住民 の取組

- ✓ 日常生活における騒音や悪臭等の発生防止
- ✓ 犬や猫などのペットを飼育するときの近隣住民への配慮
- ✓ 行政が行うモニタリング結果の把握



事業者 の取組

- ✓ 深夜営業に伴う近隣住民への配慮
- ✓ 事業活動に伴う公害関係法令の遵守
- ✓ 事業活動で使用する化学物質の適正管理と適正処理
- ✓ 水質汚濁防止のための排水処理施設の適正管理
- ✓ ばい煙等の大気汚染物質の削減
- ✓ 工場や事業所での騒音、振動、悪臭防止対策の徹底
- ✓ 工事に伴う騒音、振動の発生抑制



(2) 快適な都市空間の創造

住民が安全、安心な住環境を享受できるように、まちづくりの中での公園と緑地の整備や美化活動の推進による快適な住環境の創造を目指した取組を推進します。

■ 町の役割

公園、緑地の整備
公共公益施設の緑地について、それぞれが有する環境、レクリエーション、防災、景観、福祉や交流などの機能が十分に発揮されるよう、緑の保全・創出に努めます。 また、公園・緑地等の整備、後進においては、財政負担の軽減と併せてサービスの向上を図るため、Park-PFI 等による民間投資の誘導について検討を行います。
水辺環境の保全と整備
大津川河川公園では、住民の憩いの場となるよう水辺のにぎわいを創出する基盤整備の検討を進めます。
住環境の整備
忠岡駅周辺では、中心市街地の活性化や既成市街地の再生を図るため、道路、駅前広場、公園などの都市施設の整備を推進し、良好な市街地の一体的整備を目指し、住工混在地区については、住環境の保全と操業環境の向上を図るため、その他の地域地区や地区計画等の活用を推進します。 また、空家等の所有者等に対し、空家等対策の啓発を行うとともに、民間団体・事業者と連携した、空家等の維持管理、除却等の相談体制の充実に努めます。また、管理不全空家・特定空家等となり得る空家等については、優先的に対策に取り組みます。
まちの環境美化推進
忠岡町クリーン作戦により、自治会等地域団体の協力を得て、6月・11月の年2回、町内の違法屋外広告物の撤去、美化運動(清掃)を実施します。 また、道路、公園その他の公共の場所をボランティアで清掃する個人・団体等について、忠岡町清掃ボランティアとして登録し、ボランティア用ごみ袋の提供等必要な支援を行います。



住民 の取組

- ✓ 生活排水による水質汚濁の現状の理解と油の適正処理や洗剤の適量使用等、家庭での生活排水対策の実践
- ✓ 公園、緑地、その他の公共施設での環境美化への協力
- ✓ 環境美化や緑化活動への積極的な参加や協力
- ✓ 河川や海岸の環境保全活動への積極的な参加
- ✓ 生け垣の設置や植栽による自宅敷地内の緑化



事業者 の取組

- ✓ 環境美化や緑化活動への積極的な参加や協力
- ✓ 公園、緑地、その他の公共施設での環境美化への協力
- ✓ 河川や海岸の環境保全活動への積極的な参加や支援
- ✓ 工場、事業所敷地内の緑化の推進



(3) 生物多様性の保全

本町の河川や海岸、緑地等に生息、生育している多様な動植物の保全を推進するとともに、生態系等に被害を及ぼす、もしくは及ぼすおそれがある外来生物への対策を推進します。

■ 町の役割

生物多様性に関する普及啓発
「生物多様性くらしナビ まいのち osaka」や大阪府レッドリスト ^{※1} 等について情報提供等を行い、生物多様性保全に関する意識向上に努めるとともに、日々の暮らしや事業者の事業活動等、日常的な場面における生物多様性に配慮した行動を促進するため、生物多様性保全に資する持続可能な生産・消費行動、環境認証制度等の情報発信を行います。また、府や民間団体等と連携し、「チリメンモンスターをさがせ！」 ^{※2} 等の生物多様性を学ぶ関連イベントの実施を推進します。
動植物の生息、生育環境の保全
本町の北東部一帯に流れ、野鳥、水生生物等の生息地として重要な役割を担っている大津川について、みどりの骨格として十分な機能を発揮するよう、健全で多様なみどりづくりを進めます。また、生物多様性を確保するため、自然資源のネットワーク化をはじめ、忠岡町シビックセンター等の施設緑化や街路樹などの保全とともに、緑のネットワーク化に取り組みます。
外来種への対策
セアカゴケグモやヒアリ等の特定外来生物について、ホームページ等において注意喚起を行います。また、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリやアライグマについて、府の防除計画に基づき防除を推進するとともに、府や他自治体等と連携して、被害状況及び生息状況等を把握し、情報提供を行います。

※1レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

※2「チリメンモンスターをさがせ！」：大阪湾でとれるチリメンジャコを題材にした、環境教育プログラム



出典：ネイチャーおおさか

図4-4 ネイチャーおおさか環境教育プログラム「チリメンモンスターを見つけよう！」の様子



住民 の取組

- ✓ 動植物の売買に関する規制の遵守
- ✓ 行政のホームページ等から生物多様性への理解を深める
- ✓ 動植物の保全、自然保護活動への協力・参加



事業者 の取組

- ✓ 動植物の売買に関する規制の遵守
- ✓ 動植物の保全、自然保護活動への積極的な協力



成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値	施策の方向性との対応
公害苦情処理件数※1	8 (令和6年)	5 (令和12年)	(1)環境の監視と保全対策の推進
清掃ボランティア登録制度の登録数	94 (令和6年度)	120 (令和12年度)	(2)快適な都市空間の創造
都市公園及び主要な公共施設緑地の緑視率において25%を上回る箇所数	5 (令和3年度)	9 ※2	(3)生物多様性の保全

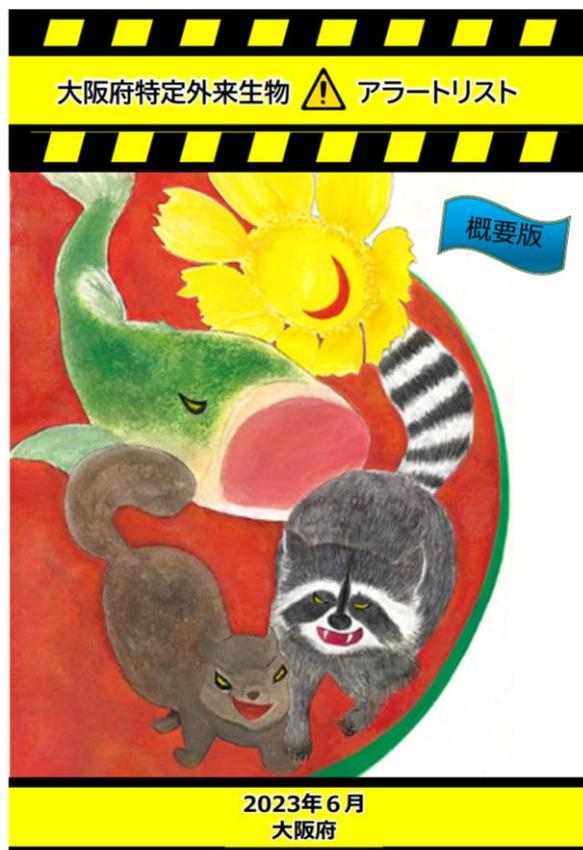
※1 忠岡町事務報告より

※2 令和12年度目標値(忠岡町みどりの基本計画)

コラム:特定外来生物

特定外来生物とは、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれがある外来種のことです。

大阪府内においても目撃や被害情報があり、34種が「アラートリスト」として取りまとめられています。



出典:大阪府ホームページ「特別外来生物アラートリスト」
アライグマ(左)、クビアカツヤカミキリ(右)

基本目標5 環境学習の推進

【貢献するSDGs】



環境教育・環境学習の機会を提供し、次世代により良い環境を継承するために、一人ひとりが環境問題を“自分ごと”としてとらえ、自ら進んで環境にやさしい暮らし方や働き方を実践するまちを目指します。

基本目標	施策の方向性	施策の内容
基本目標5 環境学習の推進	環境学習の推進	・環境学習の機会確保 ・環境情報の提供
	環境保全活動の推進と支援	・人材・団体の育成 ・協働の体制と仕組みづくり

施策の方向性と各主体の役割

(1) 環境学習の推進

住民の環境問題に対する理解と関心を深めるため、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境学習の機会を確保するとともに、ホームページや広報紙を通じて効果的に環境情報を提供します。

■ 町の役割

環境学習の機会確保
町内の認定こども園や小中学校において、子どもたちの環境への興味・関心の醸成を図るため、民間企業や団体等と連携し、自然体験学習や環境美化活動、講座やワークショップなど、多様な環境学習機会の確保に努めます。
環境情報の提供
町の環境やごみ処理に関する情報を、広報紙や町ホームページ、SNS などの媒体を通じて効果的に発信します。また、府の環境関連のポータルサイト「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」や「おおさかの環境活動ホームページ(エコあらかると)」の周知により、府域の環境イベントや環境保全活動、府内事業者における環境教育の取り組み事例等に関する情報を提供します。



住民の取組

- ✓ 環境に関する情報の積極的な収集
- ✓ 環境問題について家族で話し合う機会の確保
- ✓ 家庭、学校、地域等における環境学習への積極的な参加



事業者の取組

- ✓ 事業者が有する環境保全技術や関連施設の情報提供等による、地域の環境学習への協力
- ✓ 環境に関する研修会や講習会への積極的な参加
- ✓ 従業員研修等を通じた職場における環境意識の向上



コラム: エコスタディ～おおさか環境学習のひろば～

大阪府では、環境学習に関する教材や取組事例、企業等が実施する環境学習プログラム等を「エコスタディ～おおさか環境学習のひろば～」において紹介しています。



【考えよう！わたしたちのくらしと環境・エネルギー】



【プラごみ“ほかさん”アクション book】

出典:大阪府ホームページ「エコスタディ ～おおさか環境学習のひろば～」

(2)環境保全活動の推進と支援

環境保全活動を住民、事業者、行政との協働により推進するため、住民団体や自治会等の活動を支援するとともに、その核となるリーダーの育成や活用できる取組を行います。

また、団体間の交流促進を図り、活動の実践を通して協働の仕組みづくりを進めます。

人材・団体の育成
府が実施する「もったいないやん活動隊」、「パークレンジャー」等の環境保全に関するボランティア育成事業や、表彰制度、脱炭素経営宣言・おおさか生物多様性応援宣言等の制度について周知啓発を行い、住民、事業者の環境に配慮した取り組みを支援します。
協働の体制と仕組みづくり
住民、事業者、教育・研究機関、その他関連団体等の協働による取組を推進するコミュニティの周知や情報提供を行い、多様な主体が交流・連携できる機会を創出します。



住民 の取組

- ✓ 住民や行政等が行う環境保全活動への積極的な参加や協力
- ✓ 自らの持つ知識、経験、技能の環境保全活動への活用
- ✓ 団体、事業所、行政等の各主体の役割への理解とネットワークづくりへの協力



低
難
易
度
高



事業者 の取組

- ✓ 住民や行政等が行う環境保全活動への積極的な参加や協力
- ✓ 事業活動における環境配慮の自主的な取組の推進



低
難
易
度
高

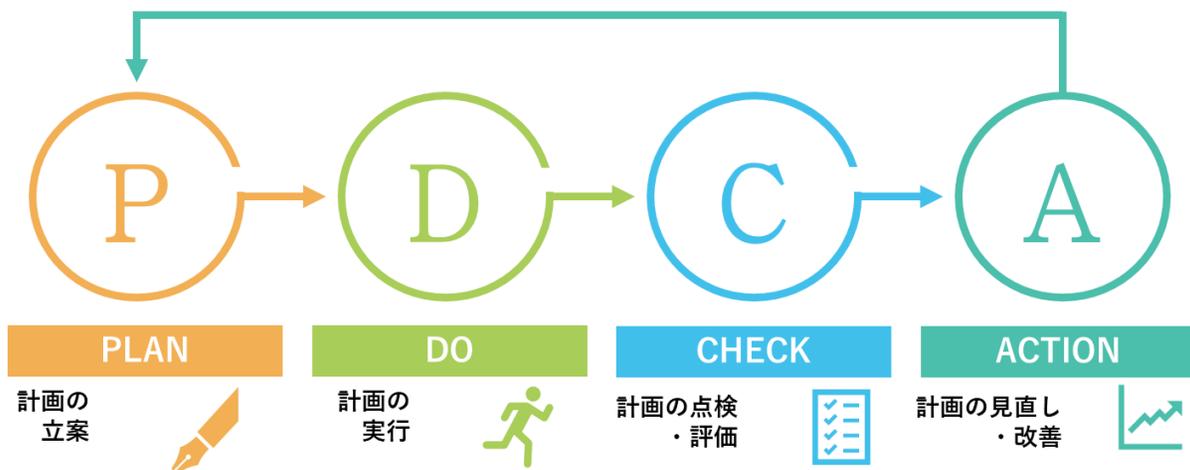
成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値	施策の方向性との対応
環境保全に関する情報発信回数	—	4 (令和12年度)	共通
環境関連のイベント開催数	2 (令和6年度)	4 (令和12年度)	共通

本計画の推進にあたっては、関係各課をはじめ、国、大阪府、住民、事業者等の様々な主体と連携し、目標の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、「忠岡町環境保全審議会」において、計画の進捗状況について毎年度評価、報告するとともに、結果については町ホームページ等で公表を行うことで、住民や事業者にも広く周知します。

また、計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、取組状況や評価指標の評価・点検を行い、今後の施策につなげていきます。



<p>計画(Plan)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定 ・計画の策定 	<p>実行(Do)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施 ・取組への参加
<p>点検・評価(Check)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の把握 ・達成度の点検 	<p>見直し(Action)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な見直し ・計画の改善

図5-1 PDCAサイクル

用語集

あ 行

●ウェルビーイング

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●エリアメール

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」、各省庁・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」(Jアラートにて配信される国民保護情報等)を、回線混雑の影響を受けずに受信するもの。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸

収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダム貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境収容力

その環境を損なうことなく、受け入れることのできる人間の活動または汚染物質の量を表す。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●クーリングシェルター

気候変動適応法に基づき、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごす

ライフスタイルのこと。

●光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽光(紫外線)によって化学反応を起こして生成される物質。濃度が高いと健康被害を引き起こす。

さ 行

●サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

●酸化

物質が酸素と反応すること。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●生物多様性

地球上の生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生きもの多様性と生息環境の多様さを表す言葉。

●生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。現行の生物多様性国家戦略は令和5年に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する

ための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●特定外来生物

日本に元々いなかった外来生物（海外起源の生物）のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼす恐れがあるとして「外来生物法」に基づき国が指定した動植物。

な 行

●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

●難分解性

環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。

●ネイチャーポジティブ

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。

は 行

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●反応性窒素

化学反応を起こし汚染物質へと変化しやすい窒素化合物。

●ヒートアイランド現象

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための法律。

ま 行

●マイクロプラスチック

5mm以下の微細なプラスチックごみのこと。ペットボトルやレジ袋などのプラスチック製品が、長い年月をかけて太陽光による紫外線、海洋での波の力などの影響で小片化、細分化されることでマイクロプラスチックになる。

●メタン(CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

●レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。

数字・アルファベット

●5R

ごみの発生抑制と資源循環を進める考え方で、「Refuse(ごみ発生の回避)」、「Reduce(ごみの抑制)」、「Reuse(再利用の推進)」、「Repair(修理する)」、「Recycle(再資源化の推進)」の5つの取組を総称したもの。

●BCP(ビーシーピー)

災害等の緊急事態における企業や団体の事業継続計画(Business Continuity Planning)のこと。BCPの目的は、自然災害やテロ、システム障害等危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図ることにある。

●BOD(ビーオーディー)

生物化学的酸素要求 BOD(Biochemical Oxygen Demand)は、その酸化・分解作用のために水 1 リットルあたり何 mg の酸素が必要かを数字で表し、水の中の汚れ(有機物)がどれくらいあるかを示すもの。

●COD(シーオーディー)

「Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)」の略で、水の中にある有機物などの汚れが、化学的に酸化分解される際に消費される酸素の量を示す指標。

●EMS(エネルギーマネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

●EV(イーブイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電

を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV(エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギーへと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●PDCA(ピーディーシーイー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●PPM(ピーピーエム)

「parts per million」の略で、100万分のいくつかを表す割合の単位。1ppmとは、1m³の大気中に1cm³の割合である気体が含まれている状態。

●SDGs(エスディーゼーズ)

平成 27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成 29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体が SDGs に取り組むためのガイドラインが策定されている。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率化により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

忠岡町環境基本計画

令和8年(2026年)1月

発行/忠岡町 編集・制作/産業住民部 生活環境課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目 34 番1号

TEL:0725-22-1122(代表)